

常任理事会会議次第

と き 令和7年6月26日(木) 午後1時30分～

ところ 長建ビル 会議室

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 事

[審議事項]

- (1) 会員資格の承継について(当日配布) 資料No.1

[報告事項]

- (2) 青年部会中学生職場体験学習について 資料No.2
- (3) 令和7年度第1回総務委員会について 資料No.3
- (4) 令和7年度第1回契約審議会について 資料No.4
- (5) 熱中症予防対策について 資料No.5
- (6) 死亡災害の撲滅に向けた労災防止対策の徹底について 資料No.6
- (7) 令和7年度第1回建設政策委員会について 資料No.7
- (8) 長野県議会入札制度研究会との意見交換会について 資料No.8
- (9) 令和7年度 建設業社会貢献活動推進月間・功労者表彰の
決定について 資料No.9
- (10) 令和7年4月 新規学卒者他採用状況等調査結果について 資料No.10
- (11) 令和7年度新入社員等研修について 資料No.11
- (12) 会員異動について 資料No.12
- (13) 行事予定について(当日配布) 資料No.13
- (14) その他

4. 閉 会

令和7年6月17日

一般社団法人 長野県建設業協会
会 長 木 下 修 様

谷川建設株式会社
代表取締役 竹 内 広 幸

会員資格の承継について

会員資格の承継を希望するので、定款第 12 条の規定により下記のとおり会員資格承継の承認を申し立てます。

記

- 1 所在地 北佐久郡軽井沢町迫分 1 4 0 4
- 2 名 称 谷川建設株式会社
- 3 代表者 新：竹 内 広 幸
旧：谷 川 光 男
- 4 会員資格承継の承認申し立ての該当事由
定款第 1 2 条
(4) その他、法人会員について実質的経営権の変更があったと認められる場合
 - ・竹内工業株式会社（上小支部会員）が谷川建設株式会社から経営譲渡を受け、竹内工業株式会社の代表者 竹内広幸が、谷川建設株式会社の代表者に就任

(7) 補足説明書を別に定める。

(会員資格の承継)

第12条 会員において下記の事由に該当し、会員資格の承継を希望する場合には、本会に対して会員資格承継の承認の申立てを行い、常任理事会においてその承認を受けなければならない。なお、会員資格承継の申立てがなされなかった場合、及び、常任理事会において会員承継の承認が得られなかった場合には、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が個人の場合において、相続が発生した場合。
- (2) 会員が法人の場合において、当該法人と非会員である法人との新設合併で新会社が設立された場合。なお、合併する法人が両社とも会員である場合は、設立される新会社は常任理事会の承認を必要とせずに会員資格を承継できる。
- (3) 会員が法人の場合において、会員以外である第三者の法人又は個人に株式譲渡 等を行い、実質的経営権の変更があった場合。
- (4) その他、法人会員について実質的経営権の変更があったと認められる場合。
- (5) 補足説明書を別に定める。

(拠出金品等の不返還)

第13条 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出の義務)

第14条 正会員又は賛助会員は次の各号の一に該当する事項が発生したときは遅滞なくその旨を本会に届出なければならない。ただし、正会員は所属支部を経由するものとする。

- (1) 名称及び所在地の変更
- (2) 代表者の死亡及び代表者の変更
- (3) 事業の廃止
- (4) 第12条各号の一に該当する場合
- (5) その他必要と認められる事項
- (6) 届出様式を別に定める。

第3章 総 会

(構 成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

定款変更事項補足説明書

定 款 条 文	項 目	事 列	結 果 (会員資格の承継)
(会員) 第6条 本会に次の会員を置く。 (1)正会員 建設業法により許可を受けた一般建設業者又は特定建設業者(法人又は個人事業主)であって土木工事業、建築工事業の両者か又はその何れかを営み、長野県内に本店又は支店・営業所を有する者で、本会の目的に賛同する者。	長野県内に本店又は支店・営業所を有する者	・現在県外本店業者で長野県内に支店・営業所を有する者が3者入会済みであり、現状に合わせた変更を行うものである。 ・今後県外本店業者の支店・営業所の入会については、支部及び本会で慎重に検討する事とする。 ・長野県内に本店がある会員の支店・営業所は、重複して本会の正会員にはならない。	
(会員資格の喪失) 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (4)会員が法人の場合において、吸収合併により当該法人が合併消滅法人となる場合。なお、吸収合併による合併存続法人が非会員である場合は、合併消滅法人の会員資格は承継できない。 (5)会員が建設事業を第三者に譲渡し、又は売却し、建設業の許可に係る「建設業法第17条の2」に定める譲渡人となった場合。なお、当該事項で譲受人についての会員資格の承継は、定款第12条(3)により、常任理事会において審査する。又、譲渡人及び譲受人両者が会員同士の場合は、定款第12条(3)の対象とならない。	吸収合併 譲渡 売却 譲渡 売却	A社(会員)がB社(非会員)に吸収合併される ・A社(会員)が合併消滅法人となり、B社(非会員)が合併存続法人となる - A社(会員)からB社(非会員)に売却・譲渡される。(譲渡とは株式譲渡又は事業譲渡をいう) ・A社(会員)が「譲渡人」消滅法人となり、B社(非会員)が「譲受人」消滅法人となる。 - C社(会員)からD社(会員)に売却・譲渡される ・C社(会員)が「譲渡人」消滅法人となり、D社(会員)が「譲受人」消滅法人となる	・A社は会員資格を喪失する ・B社はA社の会員資格を承継できない ・A社は会員資格を喪失する ・B社について常任理事会において審査する。 ・C社は会員資格を喪失する
(会員資格の承継) 第12条 会員において下記の事由に該当し、会員資格の承継を希望する場合には、本会に対して会員資格承継の承認の申立てを行い、常任理事会においてその承認を受けなければならない。なお、会員資格承継の申立てがなされなかった場合、及び常任理事会において会員承継の承認が得られなかった場合には、会員資格を喪失する。 (1)会員が個人の場合において、相続が発生した場合	相続	個人会員の相続 ・個人会員において親族等に相続される - A社(会員)とB社(非会員)が合併、新会社C社を設立 ・A社(会員)とB社(非会員)が共に合併消滅法人となり、新会社C社が設立される。 - D社(会員)とE社(会員)が合併、新会社F社を設立。 ・D社(会員)とE社(会員)が共に合併消滅法人となり、新会社F社が設立される。 - A社(会員)からB社(非会員)に売却・譲渡され実質的経営権が変更される。 ・第三者への実質的経営権の変更とは、発行済み株式の1/2以上の株式譲渡があった場合を旨とする。 ・A社(会員)が「譲渡人」消滅法人となり、B社(非会員)が「譲受人」消滅法人となる。	・常任理事会において審査する ・C社について常任理事会において審査する ・F社は会員資格を承継できる ・A社は会員資格を喪失する ・B社について常任理事会において審査する
(2)会員が法人の場合において、当該法人と非会員である法人との新設合併で新会社が設立された場合。なお、合併する法人が同社とも会員である場合は、設立される新会社は常任理事会の承認を必要とせずに会員資格を承継できる。	新設合併 新設合併		
(3)会員が法人の場合において、会員以外である第三者の法人又は個人に株式譲渡等を行い、実質的経営権の変更があった場合。	譲渡 売却		
(4)その他、法人会員について実質的経営権の変更があったと認められる場合。	譲渡 売却	・定款の変更は会員が行うM&A等を否定するものではなく、各種の事象に駆動がないよう明文化するものである。 ・実質的経営権の変更とは、発行済み株式の1/2以上の株式譲渡があった場合を旨とする。 ・株式譲渡が行われた会員について常任理事会で協議するが、本会の目的に賛同する会員については、原則として会員資格を承継できるものとする。 ・株式譲渡を伴わない同族承継、内部昇格は実質的経営権の変更にはならない。	

中野市立 高社中学校「職場体験学習・防災学習」報告書

場 所 中野市 高社中学校

日 時 令和 7年 5月23日(金曜日)

講習時間 生徒授業時間 5時間目授業 13:35 ~ 14:25

休 憩 14:25 ~ 14:35

生徒授業時間 6時間目授業 14:35 ~ 15:25

対 象 者 中学2年生 78名

●進行スケジュール

総合進行：岩下

◆第1部（視聴覚講習）



- ・開会に当たり、協会本部 福原副会長・蔵谷中高支部副支部長から挨拶をいただく。



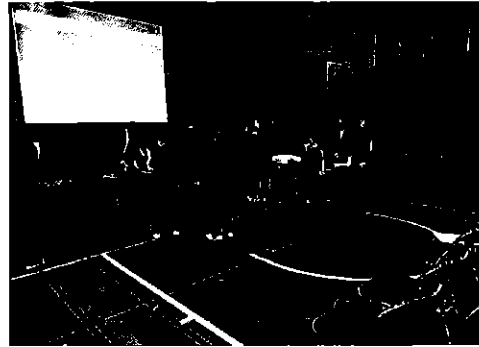
- ・長野県建設業協会、県協会中高支部、長野県北信建設事務所、北信地域振興局、新建新聞社の紹介。
- ・協会青年部望月副副会長から学習会内容の説明を行う。



- ・AI 音声・アニメを使用し建設業に関する説明後「台風19号被災ドキュメントDVD」を視聴。
- ・アニメを利用した「家康による江戸の治水事業（利根川の背替え）」を視聴。
- ・建設業者は、災害時に誰よりも早く現場に駆け付け、住民の生命・財産を守る活動をしていることを生徒は知らなかった。
- ・現場で働く女性たちの動画も視聴し、建設業ではすでに女性が活躍していることを知ってもらった。

◆第2部（体験学習）ブースを6組設置しそれぞれのブースにて体験学習を行う

① 360度カメラ体験（中高支部・青年部 担当）



- ・360度カメラで撮影した映像（無人化施工機械動画）をタブレットで視聴した。
- ・VRゴーグルを利用して、無人化機械施工を体験した。
- ・生徒は、ICTによる無人化機械施工等、建設業界の技術進化に関心しながら視聴体験していた。

②地域を守る森林の仕組み（北信地域振興局林務課の方々による説明）



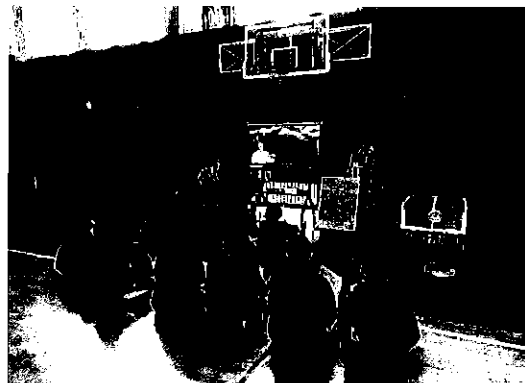
- ・森林は間伐を行うと根が太く広く張り、斜面補強効果が高まることを説明。
- ・間伐を適切に行うことで、崩壊土砂や落石を抑止する効果が期待できることを模型で説明。

③液状化現象模型実験（北信建設事務所の皆様）



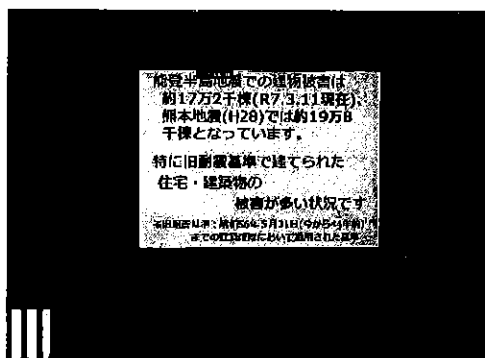
- ・図面を使用した液状化のメカニズムを勉強し、模型により具体的な性状を確認した。
- ・揺れにより砂が流体に変化する様子を見て驚いていた。

④流域治水模型実演（北信建設事務所の皆様）



- ・流域治水に関するビデオ学習を行い、模型でその効果を確認した。
（調整池や地下タンクによる被害低減）

⑤耐震構造模型実験（北信建設事務所の方々による説明）



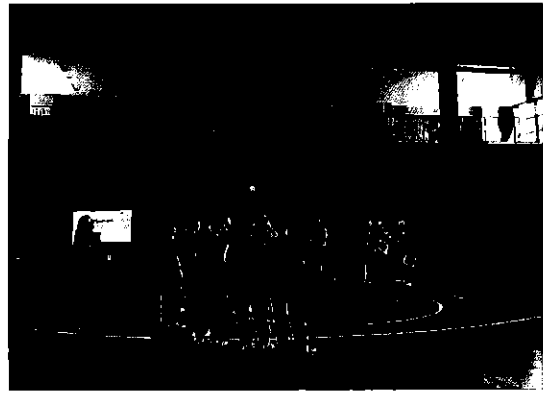
- ・ビデオで地震のメカニズム等に関する知識を学習し、その後模型を使用し耐震補強の効果を確認した。（筋交いを設置することで建物の強度が大幅に増すことが解った。）

⑥除雪機械乗車体験（中高支部）



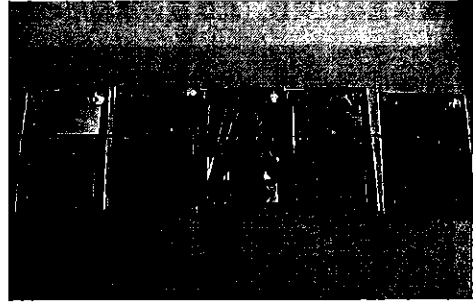
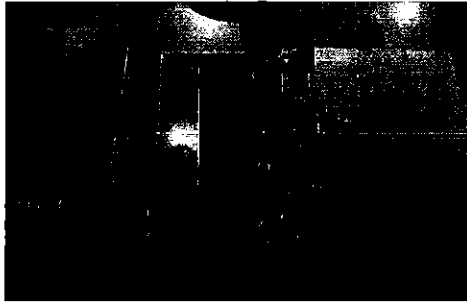
- ・建設業の仕事として重機を使用する業務もあること、リモートで操縦できることを説明。

⑦ドローン実演（北信地域振興局農地整備課の方々による対応）



- ・農地整備課職員から県内の農産物産出額や農作業にドローンを使用している事などの説明を受ける。
- ・ドローンに設置されているカメラから撮影した画像を確認し、その鮮明さに驚いていた。

生徒、先生への配布資料



- ・建設業の役割として、インフラ整備（土木・建築）、一般住宅建築、災害対応、除雪業務など、多分野に渡り、自分に合う職業の選択肢が広いこと。
- ・また地域の守り手として、地域の方の生命・財産を守る使命も担っていることを先生、生徒に幅広く伝える重要性を「職場体験学習」を通じて行っていることを伝えた。
- ・さらに子供たちに人気のある建設カードも配布。

◆北信建設事務所 西山所長から閉会の挨拶



中野市立 中野平中学校「職場体験学習・防災学習」報告書

場 所 中野市 中野平中学校

日 時 令和 7 年 5 月 2 9 日 (木曜日)

講習時間 生徒授業時間 5 時間目授業 13:35 ~ 14:25

休 憩 14:25 ~ 14:35

生徒授業時間 6 時間目授業 14:35 ~ 15:25

対 象 者 中学 2 年 生 117 名

●進行スケジュール

総合進行：岩下

◆第 1 部 (視聴覚講習)



- ・開会に当たり、藏谷中高支部副支部長から挨拶をいただく。
- ・長野県建設業協会、青年部会、女性部会、中高支部、新建新聞社の紹介。



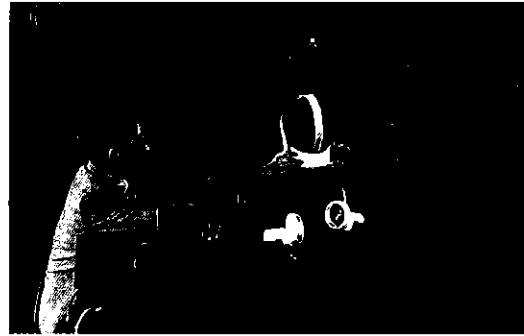
- ・長野県技術管理室、北信建設事務所、北信地方整備局農地整備課、林務課の紹介。
- ・青年部会 望月副部会長から学習会の説明を受ける。



- ・AI 音声・アニメを使用し建設業に関する説明後「台風 19 号被災ドキュメント DVD」を視聴。
- ・アニメを利用した「家康による江戸の治水事業 (利根川の背替え)」を視聴。
- ・建設業者は、災害時に誰よりも早く現場に駆け付け、住民の生命・財産を守る活動をしていることを生徒は知らなかった。
- ・現場で働く女性たちの動画も視聴し、建設業ではすでに女性が活躍していることを知ってもらった。

◆第2部（体験学習）ブースを6組設置しそれぞれのブースにて体験学習を行う

① 360度カメラ体験（中高支部・青年部 担当）



- ・360度カメラで撮影した映像（無人化施工機械動画）をタブレットで視聴した。
- ・VRゴーグルを利用して、無人化機械施工を体験した。
- ・生徒は、ICTによる無人化機械施工等、建設業界の技術進化に関心しながら視聴体験していた。

②地域を守る森林の仕組み（北信地域振興局林務課の方々による説明）



- ・森林は間伐を行うと根が太く広く張り、斜面補強効果が高まることを説明。
- ・間伐を適切に行うことで、崩壊土砂や落石を抑止する効果が期待できることを模型で説明。

③液状化現象模型実験（北信建設事務所の方々による説明）



- ・図面を使用した液状化のメカニズムを勉強し、模型により具体的な性状を確認した。
- ・揺れにより砂が流体に変化する様子を見て驚いていた。

④流域治水模型実演（北信建設事務所の方々による説明）



- ・流域治水に関するビデオ学習を行い、模型実演でその効果を確認した。
（調整池や地下タンクによる被害低減）

⑤耐震構造模型実験（北信建設事務所の方々による説明）



- ・ビデオで地震のメカニズム等に関する知識を学習し、その後模型を使用し耐震補強の効果を
確認した。（筋交いを設置することで建物の強度が大幅に増すことが解った。）

⑥除雪機械乗車体験（中高支部、青年部担当）



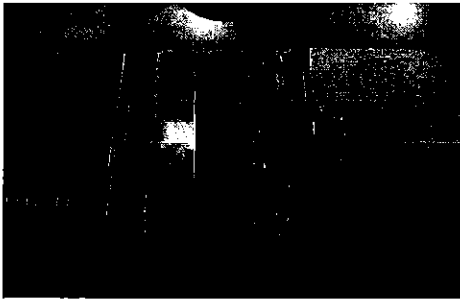
- ・建設業の仕事として重機を使用する業務もあること、リモートで操縦できることを説明。

⑦ドローン実演（北信地域振興局農地整備課の方々による対応）



- ・農地整備課職員から県内の農産物産出額や農作業にドローンを使用している事などの説明を受ける。
- ・ドローン設置されているカメラの画像を確認し、その鮮明さに驚いていた。

生徒、先生への配布資料



- ・建設業の役割として、インフラ整備（土木・建築）・一般住宅建築・災害対応・除雪業務など、多分野に渡り、自分に合う職業の選択肢が広いこと。
- ・また地域の守り手として、地域の方の生命・財産を守る使命も担っていることを先生、生徒に幅広く伝える重要性を「職場体験学習」を通じて行っていることを伝えた。
- ・さらに子供たちに人気のある建設カードも配布。

◆北信建設事務所 西山所長から閉会の挨拶



令和7年度 第1回総務委員会 会議次第

日 時：令和7年5月22日（木）

午前10時00分～

場 所：長建ビル 3階 会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

- ・依田担当副会長
- ・青木委員長

3. 会議事項

- （1）総務委員会の活動計画について
- （2）今後の委員会等の日程について
- （3）その他

4. 閉 会

【当面のスケジュール】

1. 働き方改革、担い手確保小委員会

○ 「信州で暮らす、働くフェア」

- ・ 第1回準備小委員会 令和7年 月 日 ()
- ・ 第2回準備小委員会 令和7年 月 日 ()
- ・ 「信州で暮らす、働くフェア」参加 令和7年7月12日 (土)

○ 賃上げ、労働時間に関するアンケート調査

- ・ アンケート内容への意見集約 令和7年 月 日 ()
- ・ 会員へのアンケート依頼 令和7年 月

2. 次世代人財づくり小委員会

○ 信大土木工学科との意見交換会

- ・ 信大との打合せ 令和7年 月 日 ()
- ・ 第1回準備小委員会 令和7年 月 日 ()
- ・ 第2回準備小委員会 令和7年 月 日 ()
- ・ 意見交換会開催 令和7年10月 1日 (水)

3. 総務委員会全体会議

- ・ 第2回総務委員会 令和7年 月 日 ()

令和7年度「信州で暮らす働くフェア」開催計画（案）

1 趣旨

長野県への移住を検討している首都圏の方々に対して、県内の様々な魅力を発信し、ニーズに応じた個別相談を行うことにより、移住者や交流人口の拡大を図る。

2 開催日時

令和7年7月12日（土）11：00～17：00

3 会場

東京交通会館 12 階 ダイアモンドホール及びカトレアサロン A・B
（東京都千代田区有楽町 2 丁目 10-1）

4 主催・共催・運営

主催：長野県、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会

共催：認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター（予定）

運営受託者：認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター

5 参加予定団体等

（1）市町村関係（45 市町村程度）

（2）県関係（25 ブース程度）

※県関連団体 23 ブース

信州暮らし 2 ブース

（3）県内企業等（50 ブース）

6 内容

（1）市町村、企業等による個別相談

（2）就業分野別個別相談（県関連団体）

（3）先輩移住者によるトークセミナー

7 主な広告媒体

・ウェブ（楽園信州HP、SNS（Facebook、Instagram、X（旧 Twitter））

・受託者による有料広告

8 その他

・オンラインによるリモート相談ブースの設置は行わない予定です。

令和 7 年 5 月 ● 日

長野県建設業働き方改革推進協議会
構成団体(建設業関係事業者団体) 御中

長野労働局労働基準部監督課

長野県建設業関係働き方改革推進に当たってのアンケート調査について(協力依頼)

平素より労働基準行政の推進にご理解ご協力いただいております。あらためて御礼申し上げます。

さて、平成 31 年(令和元年)から「働き方改革関連法」が順次施行され、令和 6 年 4 月からは「時間外労働の上限規制」が建設業にも適用されました。

また、令和元年6月の建設業法の改正を根拠に、令和2年7月中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成(令和 6 年3月改定)され、その実施が勧告されるとともに、令和 6 年6月には、持続可能な建設業の実現に向け「処遇改善、資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性の向上」を柱にした改正建設業法が公布されました。

つきましては、これらの法改正等を受け、発注者や注文者(元請業者等を含む)との交渉や働き方改革への対応などに関して、現状における県内の建設関連事業者の対応状況を把握するため、下記により、建設関連事業者からのアンケート調査を実施することについて、ご協力をお願いいたします。

記

1 調査の内容(無記名式) ※詳細は別紙のとおり

- (1) 事業規模(年間平均完成工事高)
- (2) 受注工事の発注者別割合
- (3) 受注形態(元請施工の割合)
- (4) 工事の注文者との交渉(工期変更、価格転嫁、安全衛生経費)
- (5) 時間外・休日労働の削減(週休2日制工事現場、時間外労働時間数等)
- (6) 生産性向上に向けた取組
- (7) 就労環境整備(女性の現場進出、年次有給休暇取得日数)

2 調査の対象 長野県内に事業所をおく建設関連事業者

3 調査及び集計の手法 貴団体が選定する任意の手法

4 調査結果の利用

貴団体が必要な加工を行った上で、「長野県建設業働き方改革推進協議会」において、以下の機会に利用するものとする。

- (1) 同協議会の会議資料
- (2) 同協議会構成団体が行う説明会その他の公的業務機会での配布

<別紙> 建設業関係団体会員向けアンケート

1 事業規模（年間平均完成工事高）について（直近2ないし3年の年間平均値）

- ☐ 1億円以上 ☐ 1千万円～1億円未満 ☐ 1千万円未満

2 受注工事の発注者別割合（直近2ないし3年の年間平均値）

- （1）国・県 約（ ）% （2）市町村 約（ ）% （3）民間 約（ ）%

3 受注形態 ☐ 直接受注（元請） 約（ ）%

4 工事の注文者との交渉

（1）工期変更について協議している状況（ア～ウ各々で回答）

- ア 国・県発注工事（ ） イ 市町村発注工事（ ） ウ 民間発注工事（ ）

①おおむね協議出来ている、②あまり協議出来ていない、③どちらとも言えない

④国・県（市町村、民間）発注工事がない

（2）価格転嫁を反映した見積をしている状況（賃上げの原資確保）（ア～ウ各々で回答）

- ア 国・県発注工事（ ） イ 市町村発注工事（ ） ウ 民間発注工事（ ）

①おおむね反映出来ている、②あまり反映出来ていない、③どちらとも言えない

④国・県発注工事がない

（3）安全衛生経費内訳を明示した見積をしている状況（ア～ウ各々で回答）

- ア 国・県発注工事（ ） イ 市町村発注工事（ ） ウ 民間発注工事（ ）

①おおむね明示出来ている、②あまり明示出来ていない、③どちらとも言えない

④国・県（市町村、民間）発注工事がない

5 時間外・休日労働の削減

（1）週休2日制工事を行う現場の割合（ア～ウ各々で回答）

- ア 国・県発注工事（ ） イ 市町村発注工事（ ） ウ 民間発注工事（ ）

①8割以上、②5割～8割程度、③3割～5割程度、④1割～3割程度、⑤ほとんどない

⑥国・県（市町村、民間）発注工事がない

（2）年間の時間外時間数（災害復旧・復興等の工事・作業含む）（多い者1名の実績）

※1 労働者を使用しない事業所は回答不要（以下（3）も同じ）

※2 直近で満了した「36協定」の期間（1年間）の実績で回答（原則）（以下（3）も同じ）

☐ 年720時間超

☐ 年360時間～年720時間未満（または月80時間超え有り）

☐ 年360時間未満（かつ月80時間超え無し）

（3）年間の休日労働日数（同上）

☐ 年24日超（月平均2日超の休日労働）

☐ 年12日～年23日（月平均1～2日の休日労働）

☐ 年12日未満（月平均1日未満の休日労働）

6 生産性向上に向けた取組（複数選択可）

☐ OIT、ICT、AIなどの活用 ☐ 人材育成・スキルアップのための教育推進

☐ 工事書類等事務作業の負担軽減 ☐ 省力化や効率化の機器・設備の導入 ☐ 多能工化

7 就労環境整備

（1）女性の工事現場（監理・作業）進出

☐ 採用済み ☐ 検討中 ☐ 予定はない

（2）年間の有給休暇平均取得日数（1人当たり）※ 労働者を使用しない事業所は回答不要

☐ 年12日超（月平均1日超の取得実績） ☐ 年5日～年11日 ☐ 年5日未満

信州大学工学部水環境・土木工学科学生との意見交換会 次第 (敬称略)

日 時：令和6年10月2日(水)

午後4時20分～5時50分(90分)

場 所：信州大学工学部 C3 棟 103 教室

1 開 会

2 あいさつ (一社)長野県建設業協会 副会長 依田 幸光

3 出席者紹介

4 説明

(1) 建設業で女性が働く環境について

(一社)長野県建設業協会 女性部会 吉村副部会長

(2) 建設業の職場環境について

(一社)長野県建設業協会 総務委員 福澤委員

(3) DXの推進について(体験学習)

・ICT施工 (一社)長野県建設業協会 総務委員 小池委員

・VR技術 (一社)長野県建設業協会 総務委員 山浦委員

5 意見交換

6 アンケートの依頼

7 閉会あいさつ

(一社)長野県建設業協会 総務委員長 青木 孝尚

【令和6年度のスケジュール】

- ・ 信大 吉谷教授打合せ R6.7.25 (青木委員長、増田副委員長、小林専務)
- ・ 第1回小委員会 R6.8.23
- ・ 第2回小委員会 R6.9.20
- ・ 信大土木工学科との意見交換会 R6.10.2

令和 7 年度第 1 回長野県契約審議会 次第

日時 令和 7 年 6 月 4 日（水）15時30分～17時
場所 長野市生涯学習センター 大会議室 1

1 開会

2 会議事項

(1) 前回審議会の振り返り

(2) 審議事項

ア 契約条例の取組と成果

イ 最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大
(案)

(3) 報告事項

ア 地方自治法施行令の改正に伴う財務規則等の改正

イ 公用車燃料の一括調達

ウ 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

エ 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

オ 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

3 その他

4 閉会

資料一覧表

資料 1	前回審議会の主な意見	(1 P)
資料 2-1 2-2 2-3	契約条例の取組と成果 ※ 資料2-2 (P. 5～12) 添付省略	(2 P)
資料 3	最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大 (案)	(14 P)
資料 4	地方自治法施行令の改正に伴う財務規則等の改正	(16 P)
資料 5	公用車燃料の一括調達	(18 P)
資料 6	清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定	(19 P)
資料 7	清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況	(21 P)
資料 8	会計局調査 (公正入札調査委員会) の結果	(23 P)

長野県契約審議会 第4期委員

(任期3年 令和5年9月1日から令和8年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

氏名	経歴・役職等	出席
あいざわ ひさこ 相澤 久子	公認会計士	○
あきば よしえ 秋葉 芳江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授 グローバルマネジメント学部 教授	○ (WEB)
いのまた まさよし 猪俣 正由	長野建設産業労働組合 相談役	○
いわかた ひろみつ 岩片 弘充	職業訓練法人 長野地域職業訓練協会 専務理事 元 長野市都市整備部長	○
きのした しゅう 木下 修	一般社団法人 長野県建設業協会 会長	○
くりた しゅう 栗田 晶	信州大学 経法学部 教授	○ (WEB)
まさき もとよ 佐々木 基	一般財団法人 建設経済研究所 理事長 元 内閣府地方創生推進事務局長、国土交通審議官	○
なかしま みか 中島 実香	弁護士	○
にしざわ たかえ 西澤 孝枝	株式会社 西澤電機計器製作所 代表取締役	○
はま たみえ 濱 民恵	長野県社会保険労務士会北信支部 支部長	○
もり しゅんや 森 俊也	長野大学 企業情報学部 学部長・教授	○ (WEB)
ゆもと のりまさ 湯本 憲正	自治労長野県本部 副中央執行委員長	○

入札・契約事務と審議事項の関係

事務の流れ		県の制度	契約審議会 ◇:R6第4回 □:今回
資格審査	競争入札 参加資格審査	○入札参加資格 審査 客観的事項の審査(従業員数、売上高 等) 総合点に応じて等級(A、B、C等)を付与 総合点=客観的事項+信州企業評価項目※ ※信州企業評価項目 技術力、環境配慮、労働環境整備 等 (例:工事成績、環境認証の取得、週休二日、 労働災害、入札参加資格停止 等) ○入札参加資格 停止 契約の相手方として不適当と認める者について は、一定期間入札参加資格を停止 (例:契約不履行、法令違反(労働安全衛生法、建設 業法、刑法など) 等)	◇建設工事等における発注 標準の見直し
	入札参加資格 設定等	・原則、県内本店・支店又は営業所 ・同種業務の履行実績(必要に応じて) ・適切な予定価格の設定 等	◇製造の請負、物件の買入れ、 その他の契約に係る公募型プ ロポーザル方式の改正
入札・契約(案件ごと)	公告 ・ 入札	○ダンピング防止 ・低入札価格調査制度(失格基準価格の設定 等) ・最低制限価格制度 ○契約方式 ・一般競争入札 最も有利な条件を提供した者と契約を締結 ・受注希望型競争入札 入札後に参加資格要件を審査 ・総合評価落札方式 入札価格と価格以外の要素を総合的に評価 合計=価格点+価格以外点※ ※価格以外点 工事成績、地域要件、技術者要件 等 ・随意契約 等	◇建設工事等における低入 札価格調査制度の見直し方 針 ◇最低制限価格制度の実施 状況(印刷) □最低制限価格制度の拡大 (建築保全業務) □最低制限価格制度等の最 低制限日額の改定(清掃等) □最低制限価格制度、複数 年契約の実施状況(清掃・警 備) ◇建設工事等の総合評価落 札方式のける評価項目の見 直し □地方自治法の改正による 所要の改正
	契約	○複数年契約 長期継続契約、債務負担、ペイ県債 等 ○変更契約 物価高騰、最低賃金上昇 等 ○賃金実態調査 賃金状況を調査し、取組に反映	◇消防用設備等点検業務に おける賃金実態調査の結果
	検査 ・ 工事成績評定	○成績評定 技術力向上・総合評価落札方式での加点 等	◇説明請求審査部会の審議 結果

長野県の契約に関する条例 基本理念

- ①契約の適正化(契約の透明性、公正性の確保 等)
- ②総合的に優れた契約の締結(価格以外の多様な要素も考慮 等)
- ③契約内容への配慮(地域における雇用の確保 等)
- ④事業者の社会貢献活動への配慮(労働環境の整備 等)

前回審議会の振り返り

[令和6年度第4回契約審議会(2月3日)]

項目	意見の要旨	回答・対応案等
(2)ア 建設工事等における 低入札価格調査 制度の見直し方針 (案) [資料2-1～2-3]	○定数を決めるにあたって、具体的なシミュレーションをした状況を教えてください。 (栗田委員)	○制度の改正にあたり事業者の入札行動も変わると思われるため、現時点では数件の事例でその実効性を確認しているところです。今後、令和6年度の入札状況についてもシミュレーションをして、最終的な定数を決めていきたいと考えています。 (建設部技術管理室)
	○適正な賃金が支払われないという危惧を避けるためなのか、価格最高点を狙った競争を抑制するためなのか、狙いを教えてください。 (西澤委員)	○調査基準価格が入札に参加した事業者の平均値となっており、数万円下回っただけで意図せず低入札価格調査の対象となっている現在の算定方法に課題があると考えています。 (建設部技術管理室)
	○ベストになるかどうかは分かりませんが、ベターを目指して調整していくものだとして理解しています。 やらなくてもいいようなことは減らせられる方向の制度に改善していただけたらと思います。 (秋葉委員)	○入札状況を分析しながら、より良い制度にしていくことを考えています。 (建設部技術管理室)
(2)イ 建設工事等の総合 評価落札方式にお ける評価項目の見 直し [資料3]	○県事業の実施率は96%ということですが、県事業を受注しない中小企業の週休2日の普及度合いなどは把握されていますか。 (佐々木会長)	○業界団体との意見交換の中でも民間工事については週休2日が進んでいないとご意見をいただくことはありますが、正確な数字は把握していません。 (建設部技術管理室)
(3)イ 製造の請負、物件 の買入れその他の 契約に係る公募型 プロポーザル方式 の改正 [資料5-1～5-3]	○この改正で、令和5年度の実績で約7割の金額を県外本店事業者の方と契約している状況をどの程度挽回できていると考えているのでしょうか。 (中畠委員)	○点数に差異がない場合に県内事業者の取組を評価することを目的としており、目安となる割合はございません。 (会計局契約・検査課)
	○改正により県外資本によるM&Aが進むのではないかと思います。 この改正が地域経済のプラス、雇用の確保等に繋がったのか、結果を分析していただきたいと思います。 (木下委員)	○事業者の受注状況等を整理しながら検討を重ねていきたいと思っています。 (会計局契約・検査課)
その他	○経産省では価格転嫁に後ろ向きな企業名を公表しています。 建設業については対象外ということは承知しておりますが、担い手三法の動向を踏まえて同様の対応を検討されているのでしょうか。 (湯本委員)	○担い手三法の施行は令和7年12月を予定されており、施行に向けて中央建設業審議会のWGで議論されております。国の動向を注視しまして、県としての対応を検討してまいります。 (建設部技術管理室)

長野県の契約に関する条例

契約条例の概要

令和 7 年 6 月

会計局契約・検査課

条例で定める基本理念と目的

項 目	内 容	効 果
契約の適正化	◆ 契約の過程及び内容の透明性の確保 ◆ 競争の公正性の確保 ◆ 談合その他の不正行為の排除の徹底	地域経済の健全な発展
総合的に優れた契約の締結	◆ 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止 ◆ 価格以外の多様な要素も考慮	安全かつ良質なサービスの提供
契約内容への配慮	◆ 地域における雇用の確保 ◆ 県産品の利用 ◆ 県内の中小企業者の受注機会の確保 ◆ 県民の安全・安心のために活動する事業者の育成 ◆ 専門的な技術の継承 ◆ その他持続可能で活力ある地域社会の実現	持続可能で活力ある地域社会の実現
契約の相手方の社会貢献活動への配慮	◆ 労働者の適正な賃金水準などの労働環境の整備 ◆ 環境に配慮した事業活動 ◆ 障がい者雇用の促進に資する取組 ◆ 男女共同参画社会の形成に資する取組 ◆ その他の社会貢献活動	社会的責任を果たす事業者の育成

取組方針の策定

取組方針の位置づけ

- **基本理念**を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため**県が取り組むべき方針**を定めたもの
 - ▶ 取組方針に基づく契約の締結等を**義務付け**

取組方針の策定

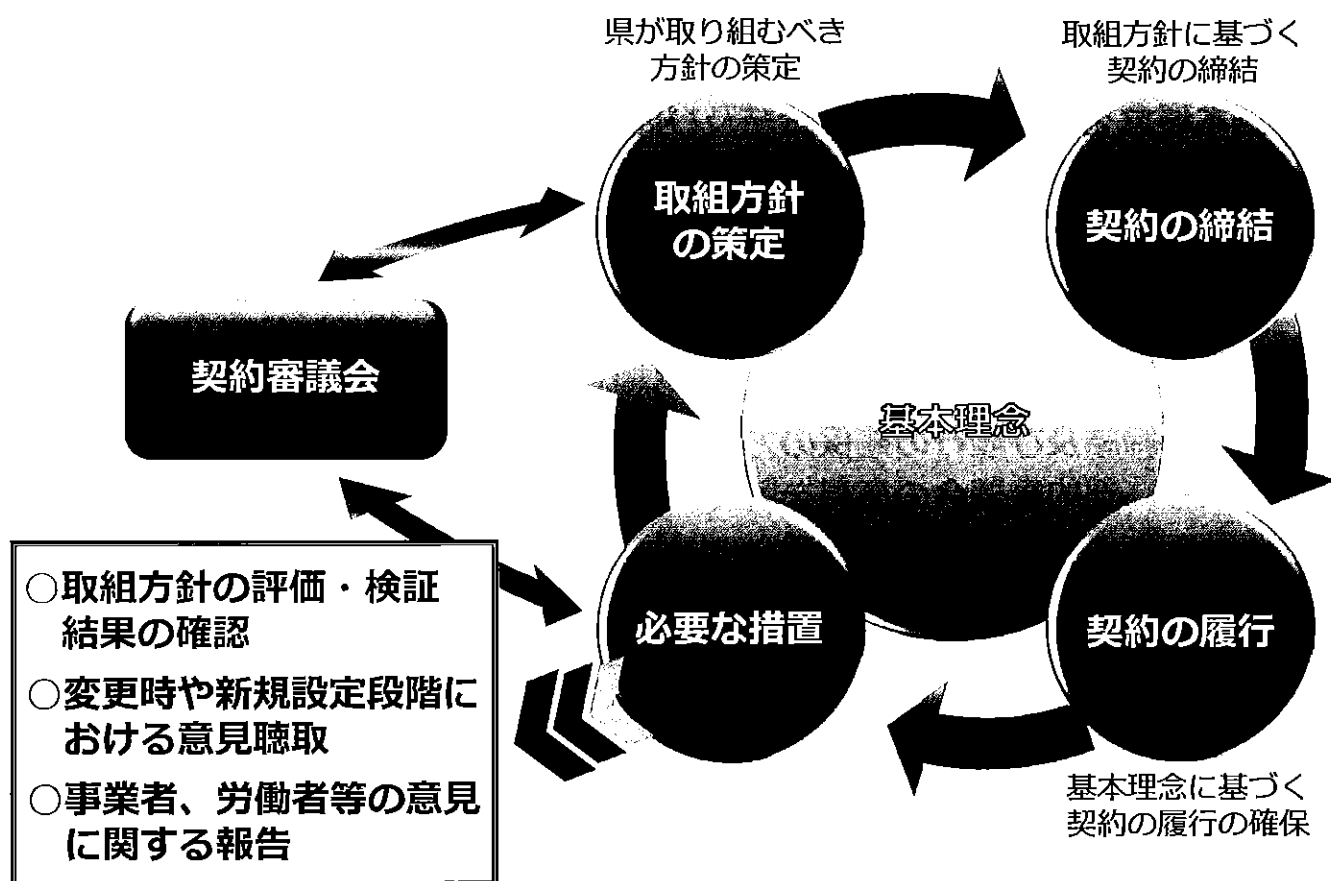
- **契約の締結及び履行の確保の方法**に関し必要な事項を定め、知事の諮問により、**契約審議会の意見**を聴く
- 取組方針を策定したときは**公表**する
- 新規の策定だけでなく、**変更**しようとする場合も同様に扱う

取組方針に関する課題と対応

現状と課題	対応方針
取組状況の把握 取組の検討過程や取組完了後の実施状況が不明瞭	○ 取組方針ごとの 指標の設定、実施状況の把握 による継続的な評価・検証の実施 ○ 審議会への定期的な報告
適切な時期の変更 実施状況に合わせた適切な変更時期の把握が必要	
事業者・労働者の視点 事業者、労働者の観点からの評価方法の検討が必要	○ 関係団体との 意見交換会 （※一部で実施中）、賃金実態調査などを活用した アンケート調査 の実施
新たな取組方針の設定方法 取組方針策定時のプロセスが明確でない	○ 契約制度運用検討会議等、 定期的な会議の開催 ○ 関係部局への 周知・照会 の徹底

対応方針

取組方針の確実な履行のための対応



18 庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】

その他の契約(清掃業務・警備業務等)

実施内容

- ・H29から清掃・警備業務に導入
(県庁、合庁の清掃業務はH24から低入札価格調査制度の導入実績あり)
- ・R6から消防用設備等点検業務に最低制限価格制度を導入
- ・R7は導入に伴う効果検証として賃金実態調査の拡充を検討
(制度未導入である消防用設備等点検業務の随意契約において、賃金実態を把握)

実施主体	会計局
時期	
対象	庁舎等の清掃業務・警備業務等
方法	
内容	県庁、合庁庁舎の清掃業務において、低価格による入札が従ったため、最低制限価格制度を施行している 同僚の施設や落札率の低い施設について、最低制限価格制度の導入を検討する R6から消防用設備等点検業務へ最低制限価格制度を導入
根拠	地方自治法第167条の10第2項 最低制限価格制度実施要綱、低入札価格調査制度実施要綱
開始時期	H27～、H28清掃、警備、企業局の貯水施設清掃、ダム防日設備、R6～消防用設備等点検業務に適用

効果

- ・ダンピング受注の排除

評価・検証

- ・下表及び別添参照

①清掃業務			
	導入前 (H28)	R6	R7
導入率	27%	100%	100%
対象施設(実施件数)	41件	62件	63件
最低制限価格 低入札価格調査	0件 11件	51件 11件	52件 11件

②警備業務			
	導入前 (H28)	R6	R7
導入率	0%	100%	100%
対象施設(実施件数)	16件	16件	16件
最低制限価格 低入札価格調査	0件 0件	16件 0件	16件 0件

③消防用設備等点検業務			
	導入前 (R5)	R6	R7(消防用設備)
導入率	0%	100%	100%
対象施設(実施件数)	0件	10件	2件
最低制限価格 低入札価格調査	0件 0件	10件 0件	2件 0件

今後の対応

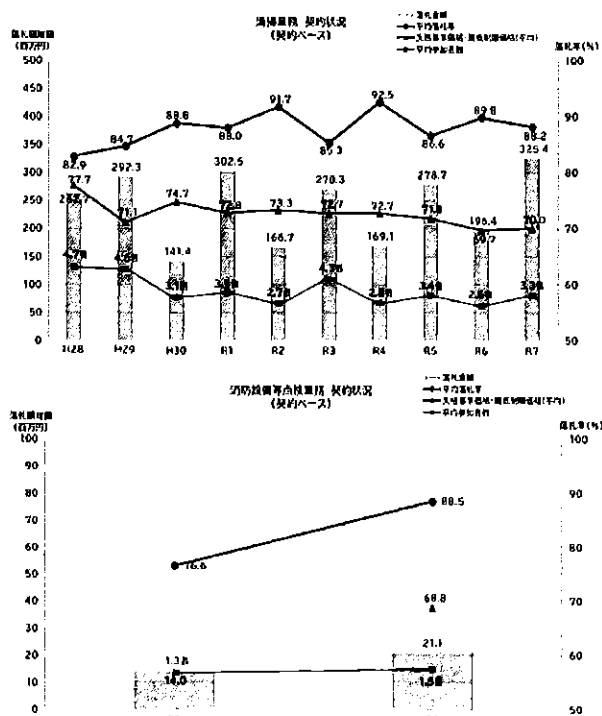
- ・ダンピング対策として、その他の業務や随意契約への拡大の検討
- ・入札状況により、最低制限価格算定基準の見直しの検討が必要(現在は最低賃金法に基づく賃金をベースに設定)
- ・導入に伴う検証方法の検討

取組方針

18 庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】

その他の契約(清掃業務・警備業務等)

評価・検証



- ・一般競争入札案件は全案件最低制限価格、または調査基準価格を設定
- ・一定の落札率となっており、制度導入によりダンピング対策としての効果は出ている

資料 3

会計局契約・検査課

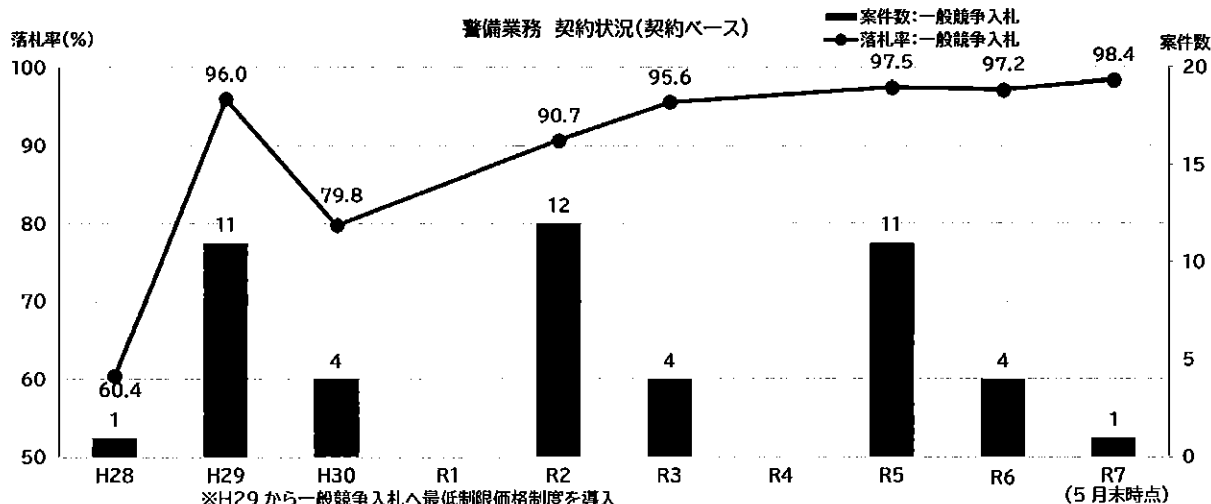
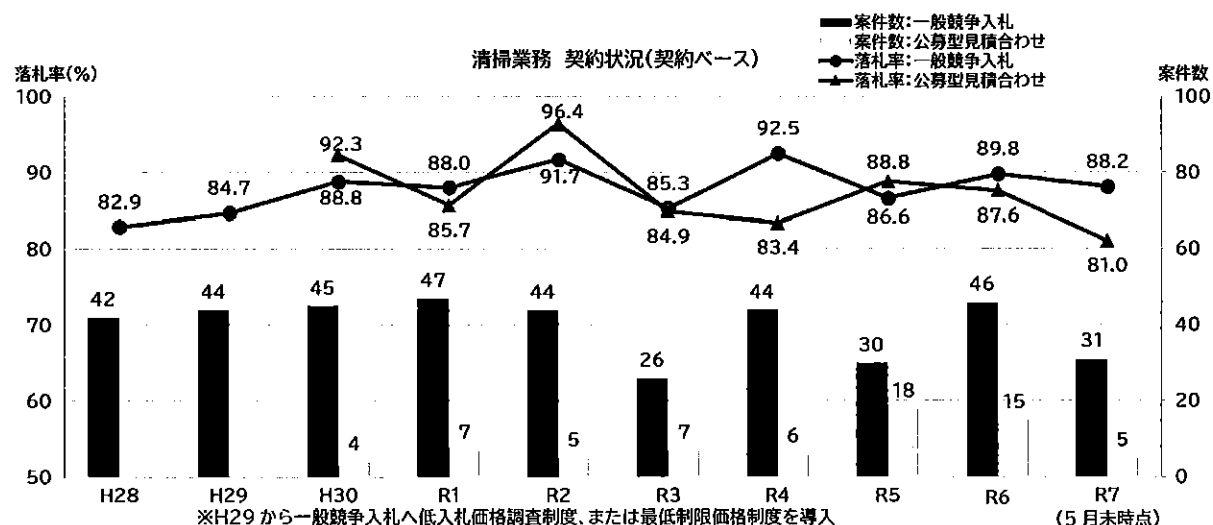
最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大について（案）

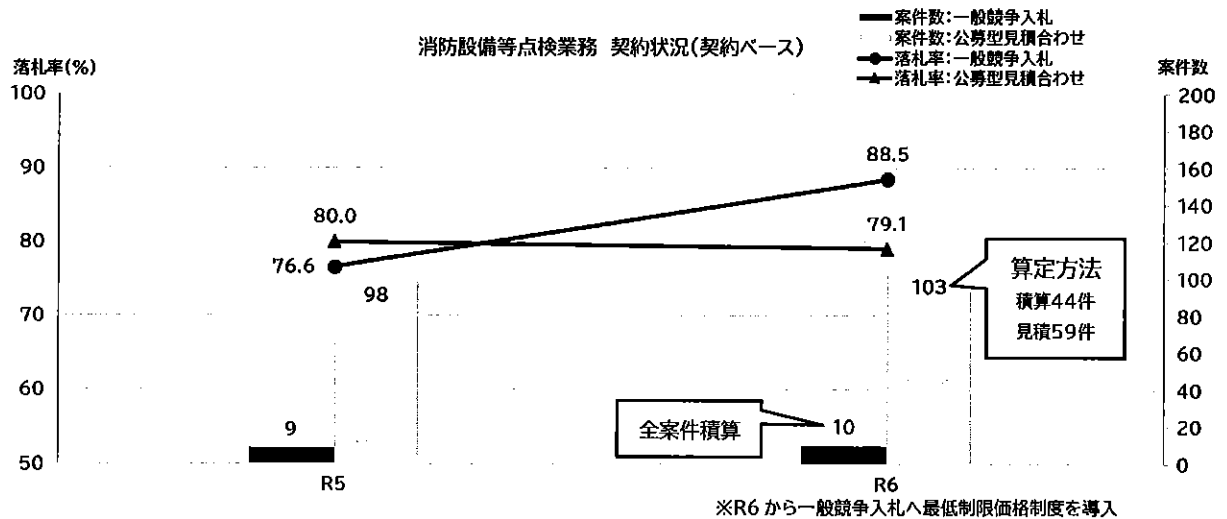
【取組番号 10,18,76】

「長野県の契約に関する条例」の基本理念に基づき、建築保全業務において国が示す積算基準による予定価格の算定を行うことにより、最低制限価格制度の対象業務を拡大したい。

1 現状と課題

- 最低制限価格等を設定していない入札において、ダンピングが疑われる過度の低価格の落札が散見される。
- 予定価格の設定方法にあたり、積算基準を採用せず、事業者からの参考見積をもとに設定しているケースが混在している。また、設定のための統一的な基準がない。
- 清掃業務、警備業務等の一般競争入札では取組を進めているところであるが、地方自治法の改正により、随意契約によることができる額が引き上げられたことにより競争入札の案件数の減少が想定されることから、入札方式や金額にかかわらず、統一した対応が必要となっている。





主な建築保全業務の令和6年度実施件数(実施ベース)

R6までに取組済み ☒ 取組拡大範囲

	清掃	設備管理	警備	消防用設備 等点検	自家用電気 工作物保安 管理	エレベーター 保守点検	計
一般競争入札 100万円超 (R7から200万円超)	64件	2件	16件	10件	3件	25件	120件
随意契約 (公募型見合わせ) 100万円以下 30万円超 (R7から200万円以下 ~30万円超)	19件	-	-	103件	136件	23件	281件
随意契約 (通常の見合わせ) 30万円以下	-	-	-	119件	93件	1件	213件
計	83件	2件	16件	232件	232件	49件	614件

2 対応方針(案)

○対象業務

建築保全業務の以下の業務において事務処理の統一を図る。

清掃、設備管理、警備、消防用設備等点検(以上、一般競争入札で取組済み)

自家用電気工作物保安管理、エレベーター保守管理、受水槽・貯水槽保守点検・清掃、空調設備保守点検、自動ドア点検、汚水雑排水槽清掃、ボイラー保守点検

○最低制限価格・調査基準価格の採用

ダンピング対策として最低制限価格・調査基準価格の設定を原則とする。

○積算基準による予定価格の算定の実施

国土交通省建築保全業務積算基準の適用が可能な業務は、積算基準により予定価格を算定する。

○取組の効果検証

取組の効果を検証するため、賃金実態調査を拡充し、導入前後の労務費等の実態を把握する。

資料 4

建設部技術管理室
会計局契約・検査課

地方自治法施行令（少額随意契約の基準額の引上げ）の改正に伴う財務規則等の改正について

【取組番号 2 等】

1 地方自治法施行令の改正内容（令和 7 年 4 月 1 日施行）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号において、予定価格が別表第 5 に掲げる契約の種類に応じ、同表に定める額（基準額）の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約によることが可能とされているところ、昨今の「物価高騰」や「事務の効率化」の観点を踏まえ、基準額を引き上げることとされた。

別表第 5（第 167 の 2 関係）

改正前		改正後	
1 工事又は製造の請負	250 万円	1 工事又は製造の請負	400 万円
2 財産の買入れ	160 万円	2 財産の買入れ	300 万円
3 物件の借入れ	80 万円	3 物件の借入れ	150 万円
4 財産の売払い	50 万円	4 財産の売払い	100 万円
5 物件の貸付け	30 万円	5 物件の貸付け	50 万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	200 万円

2 財務規則の改正内容（令和 7 年 4 月 1 日施行）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の改正に伴い、財務規則第 136 条を改正した。

（随意契約によることができる額）

第 136 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

改正前		改正後	
(1) 工事又は製造の請負	250 万円	(1) 工事又は製造の請負	400 万円
(2) 財産の買入れ	160 万円	(2) 財産の買入れ	300 万円
(3) 物件の借入れ	80 万円	(3) 物件の借入れ	150 万円
(4) 財産の売払い	50 万円	(4) 財産の売払い	100 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円	(5) 物件の貸付け	50 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円	(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	200 万円

3 財務規則の改正に伴う要領の改正内容

上記 1、2 の改正に伴い、関係要領を別紙のとおり改正した。

別紙 要領の改正内容

要 領 (施行期日)	改正内容
1 建設工事入札契約情報公表要領 (令和7年4月1日施行)	要領第2 公表の対象から除く工事 予定価格が250万円を超えない工事 → 予定価格が400万円を超えない工事
2 建設コンサルタント等の業務入札契約情報公表要領 (令和7年4月1日施行)	要領第2 公表の対象から除く業務 予定価格が100万円を超えない業務 → 予定価格が200万円を超えない業務
3 製造の請負契約、物件の買入れ契約、物件の借入れ契約及び その他の契約に係る入札契約情報公表要領 (令和7年4月1日施行)	要領第3 公表の対象とする契約 公募型見積合わせ、公募型プロポーザル方式以外の随意契約 (1)製造の請負 予定価格250万円超 → 予定価格400万円超 (2)物件の買入れ 予定価格160万円超 → 予定価格300万円超 (3)物件の借入れ 予定価格80万円超 → 予定価格150万円超 (4)前(1)(2)(3)及び建設工事の請負契約等以外のもの 予定価格100万円超 → 予定価格200万円超
4 業務委託、役務の提供及び物件の借入れに係る公募型見積 合わせ試行要領 (令和7年4月1日施行)	要領第3(別表1) 対象金額 (1)建物清掃業務、警備業務、消防設備点検業務、自家用電気工作物保安管理業務 予定価格30万円超100万円以下 → 予定価格30万円超200万円以下 (2)予算執行者が特に必要と認める業務委託等に係る契約 予定価格が10万円以上で規則第136条各号に定める額以下
5 物品購入等事務処理要領 (令和7年4月1日施行)	要領4(4)(別表第2) 実施機関ごとの契約方法区分一覧の予定価格の区分 (1)予定価格10万円以上 物件の買入れ 160万円以下 → 300万円以下 製造の請負 250万円以下 → 400万円以下 (2)物品購入 160万円超 → 300万円超 製造の請負 250万円超 → 400万円超
6 測量及び設計における小規模修正業務取扱要領 (令和7年5月1日施行)	(適用範囲)第2条(3) 1件当たりの委託料 100万円以下 → 200万円以下

公用車燃料の調達について

1 令和6年度以降の燃料調達方法（随意契約の導入）

令和6年度から長野県石油協同組合（県内事業者約9割が加盟）と随意契約を導入し、県庁及び会計局現地機関（公用車約100台）で試行を行った。

令和7年度以降は下記により、公用車対象範囲の拡大を予定していた。

【契約範囲拡大に向けたスケジュール】

- ・ 令和7年度 本庁＋会計、建設部現地機関（約550台）
- ・ 令和8年度 導入可能な全ての機関で実施（約1,400台）

2 令和7年度の契約方法の変更

令和7年2月一部報道で長野県石油商業組合に加盟するガソリンスタンドでガソリン価格の店頭表示価格が事前調整されていた疑惑が浮上し、独占禁止法に違反した疑いがあるとして、同組合へ公正取引委員会の立ち入り検査が入り、現在調査中である。

これを受け、疑惑が払拭できない状況では、当該組合との随意契約について県民の理解が得られないことから総合的に判断し、令和7年度の契約方法を一般競争入札で行うこととした。

令和6年度 長野県石油協同組合との「一者随契」

次の条件を満たす唯一の者



- ・ 県と災害時の燃料供給協定（官公需適格組合）を締結している。
- ・ 県内全域で共同受注体制を有し、広域的かつ円滑な燃料調達が可能

令和7年度 「一般競争入札」

- ・ 公正取引委員会が、独占禁止法違反の疑いで調査を進めているため、疑惑が払拭できない状況では、随意契約できない。

今後は、公正取引委員会の調査結果を踏まえ、適正な契約方法を検討していく。

資料 6

会計局契約・検査課

清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

【取組番号 18,76】

1 令和 7 年度最低制限日額の算定

(1) 最低賃金

	R6. 10. 1 適用
長野県最低賃金	時間額 998 円

(2) 最低制限日額：長野県最低賃金（時給）に 8 時間を乗じた額

R7 最低制限日額：998 円/時× 8 時間＝7,990 円

(3) 予定価格算出時に適用している「労務単価（国土交通省）」を、「最低制限日額」に置き換えて算出

職 種	労務単価（日）		最低制限日額（日）
R7 清掃員 C	12,600 円	⇒	7,990 円

(4) 職種別の最低制限日額

- ・清掃員 C：7,990 円
- ・清掃員 C 以外の職種：別表参照（清掃員 C との労務単価の比率を乗じて職種別の最低制限日額を算出）

2 適用日

令和 7 年 4 月 1 日

（令和 7 年度清掃、設備管理、警備、消防用設備等点検業務の一般競争入札に適用）

(別表) 職種別最低制限日額一覧表

1. 職種別最低制限日額の算出

(単位: 円/日)

	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技師員	保全技師員補	軽作業員
① R 7 労務単価	17,300	13,700	(A) 12,600	16,900	14,500	12,700	26,000	24,600	26,500	21,800	20,900	18,100	18,500
② 単価比率 (①)/(A)	1.37	1.09	1.00	1.34	1.15	1.01	2.06	1.95	2.10	1.73	1.66	1.44	1.47
③ 職種別最低制限日額の算定 (② × (B))	10,946	8,709	(B) 7,990	10,706	9,188	8,069	16,459	15,580	16,779	13,822	13,263	11,505	11,745
④ R 6 最低制限日額 (参考)	10,398	8,349	7,590	10,398	8,880	7,817	15,939	15,104	16,318	13,522	12,940	11,268	11,764
前年度比 (③)/(④)	105.3%	104.3%	105.3%	103.0%	103.5%	103.2%	103.3%	103.2%	102.8%	102.2%	102.5%	102.1%	99.8%

※R6.10長野県最低賃金時間額 × 8 時間 = 998 円 × 8 時間 = 7,984 円 ≒ 7,990 円 (B)

2. 令和 7 年度最低制限日額

(単位: 円/日)

	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技師員	保全技師員補	軽作業員
⑤ R 7 最低制限日額	10,946	8,709	7,990	10,706	9,188	8,069	16,459	15,580	16,779	13,822	13,263	11,505	11,764
前年度比 (⑤)/(④)	105.3%	104.3%	105.3%	103.0%	103.5%	103.2%	103.3%	103.2%	102.8%	102.2%	102.5%	102.1%	100.0%

清掃・警備業務等における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

【取組番号 10, 18, 28, 37, 76】

1 取組内容

- 最低制限価格、調査基準価格の設定
- 複数年契約の活用

2 実施状況

①最低制限価格制度・低入札価格調査制度

(予定価格 100 万円以上の庁舎等の清掃・警備・消防用設備等点検業務)

①清掃業務 (実施ベース)				②警備業務 (実施ベース)			
	導入前 (H28)	R6	R7		導入前 (H28)	R6	R7
導入率	27%	100%	100%	導入率	0%	100%	100%
対象施設(実施件数)	41件	62件	63件	対象施設(実施件数)	16件	16件	16件
最低制限価格	0件	51件	52件	最低制限価格	0件	16件	16件
低入札価格調査	11件	11件	11件	低入札価格調査	0件	0件	0件

③消防用設備等点検業務 (実施ベース)

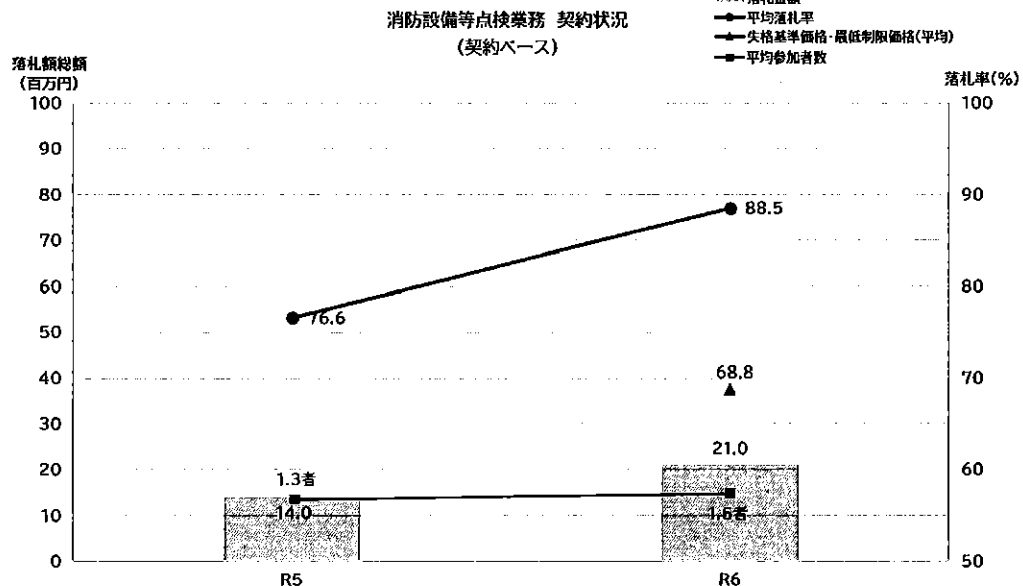
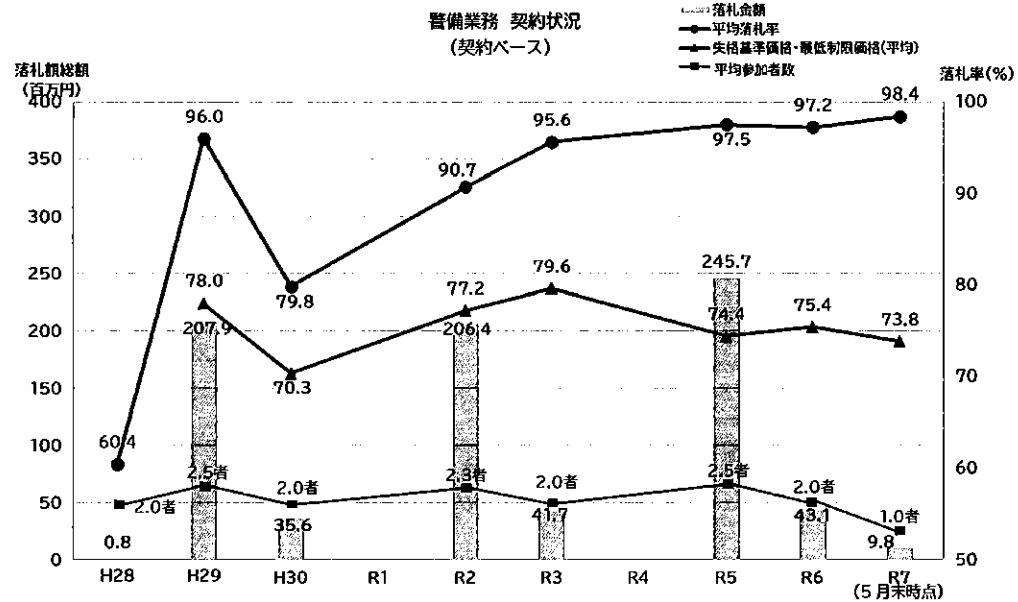
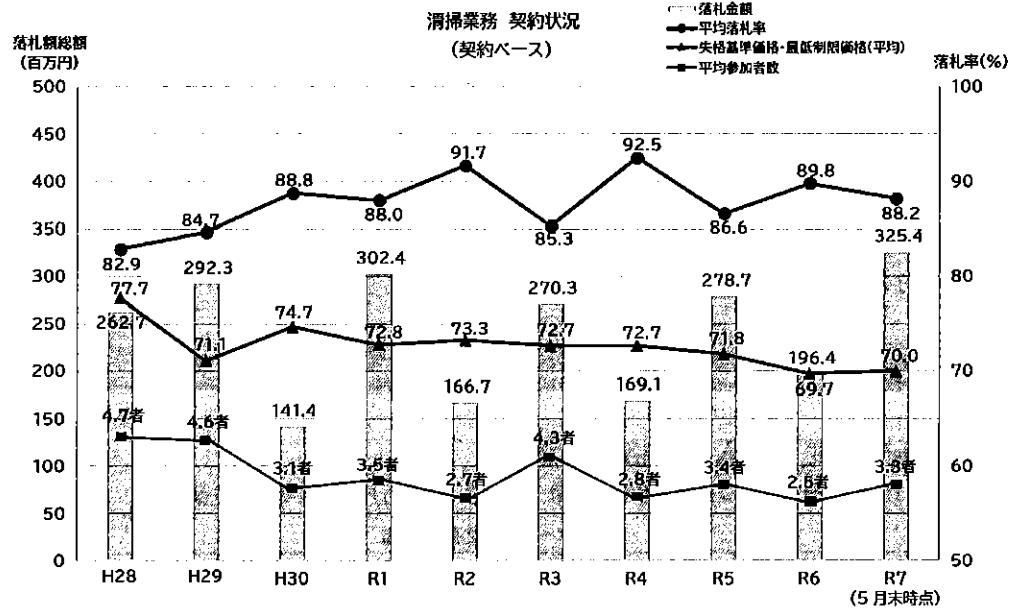
	導入前 (R5)	R6	R7(5月末時点)
導入率	0%	100%	100%
対象施設(実施件数)	0件	10件	2件
最低制限価格	0件	10件	2件
低入札価格調査	0件	0件	0件

②複数年契約

(予定価格 100 万円以上の庁舎等の清掃・警備・消防用設備等点検業務)

①清掃業務 (実施ベース)				②警備業務 (実施ベース)			
	導入前 (H28)	R6	R7		導入前 (H28)	R6	R7
導入率	0%	78%	82%	導入率	94%	100%	100%
対象施設(実施件数)	41件	64件	65件	対象施設(実施件数)	16件	16件	16件
2年契約	0件	46件	48件	2年契約	10件	0件	0件
3年契約	0件	4件	5件	3年契約	4件	15件	15件
5年契約	0件	0件	0件	5年契約	1件	1件	1件

3 契約実績



談合情報に係る会計局調査(公正入札調査委員会)の結果

【取組番号 14】

1 談合防止に係る制度

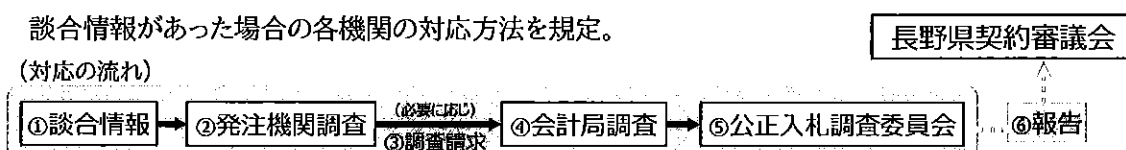
(1) 長野県の契約に関する条例

第3条 「県の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。」

(2) 長野県談合情報対応要領

談合情報があった場合の各機関の対応方法を規定。

(対応の流れ)



2 今回報告事案

R7年 2月 ① 県へ談合情報が寄せられる ※2件を対象として通報あり
 【要旨】 県発注工事の入札において、「協力企業の入札価格を調整することにより、首謀者が落札できる可能性を高めている」との通報

②発注機関調査

【調査内容】 該当工事の入札状況の調査・分析

R7年 3月 ③発注機関から会計局へ調査請求

④会計局調査

【調査内容】 ・発注機関調査の分析
 ・該当工事及び過去の同種工事における入札状況の調査・分析
 ・聴き取り調査
 [聴取相手] 入札参加者、発注機関職員
 [調査結果] 入札談合を示唆する供述はなかった。
 ・聴き取り調査結果の分析

R7年 3月 ⑤公正入札調査委員会

【審議内容】

- ・発注機関の調査結果
- ・会計局の調査結果

【審議結果】

入札談合又は入札談合等関与行為を疑うに足る事実は確認できなかった。

⑥ 第1回長野県契約審議会へ報告

令和7年6月23日現在
建災防長野県支部

熱中症予防対策に係る講習会等の開催について

○熱中症予防対策オンラインセミナー

開催日時	内容	参加人数（人）
令和7年6月18日 13:30～16:00	「熱中症に関する法改正について」 長野労働局 労働基準部 健康安全課 労働衛生専門官 牧野 宗一 様 「有効な熱中症予防対策について」 （独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター ばく露評価研究部長 齊藤 宏之 様	107

○建設業等における作業者のための熱中症予防教育

	開催日	会場	定員（人）	申込人数（人）	備考
1	令和7年5月14日	松筑	30	18	当初計画
2	令和7年6月11日	長野	50	55	当初計画
	計		80	73	

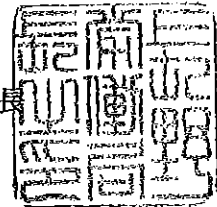
○建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修

	開催日	会場	定員（人）	申込人数（人）	備考
1	令和7年7月7日	松筑	50		追加
2	令和7年7月14日	長野	50		追加
3	令和7年7月17日	松筑	50		追加
4	令和7年7月17日	飯田	50		追加
5	令和7年7月22日	南佐久	40		追加
6	令和7年7月23日	大北	50		追加
7	令和7年7月24日	上小	50		追加
8	令和7年7月24日	伊那	50		追加
9	令和7年7月30日	上小	50		追加
10	令和7年7月30日	諏訪	30		追加
11	令和7年7月31日	長建ビル	30		追加
	計		500		

長野労発基 0611 第1号
令和7年6月11日

建設業労働災害防止協会
長野県支部長 殿

長野労働局長



死亡災害の撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働災害防止対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年における長野県内の休業4日以上の労働災害による死傷者数は、5月末日時点（速報値）で803人と、昨年同時期と比較して6人増加しています。

さらに、死亡者数は6人にのぼり、昨年同時期の4人と比較して2人増加するという非常事態となっています。

特に、本年発生した死亡災害の発生状況をみると、大半が過去にも発生した類似の災害であり、基本的な安全対策を講じていれば未然に防ぐことができたものが多くを占めていることは誠に遺憾です。

このような状況を踏まえ、長野労働局では、これ以上尊い生命が失われることがないように、下記事項の取組を通じて基本的な安全衛生活動の着実な実施、確認をはじめ、安全衛生活動を総点検する呼びかけを行うこととしました。

つきましては、貴職におかれましても、別添リーフレットを活用していただき、傘下会員事業場への周知及び指導について特段の御配慮をいただきたく、要請いたします。

記

- 1 経営トップ自らが先頭に立ち、労働災害ゼロ職場の表明を行い、経営トップが率先して職場内の安全衛生活動の総点検を行うこと。
- 2 安全管理者、安全衛生推進者等の安全衛生スタッフにその職務を確実に実行させること。
- 3 個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施し、労働者の危険に対する意識を高めること。



死亡災害！

長野労働局・労働基準監督署

長野県内の労働災害による死亡者数は、本年5月末日時点（速報値）で6人にのぼり、昨年同時期（4人）と比較して2人増加しています。特に、本年発生した死亡災害の発生状況をみると、大半が過去にも発生した類似の災害であり、基本的な安全対策を講じていれば未然に防ぐことができたものが多くを占めていることは残念でなりません（死亡災害事例は下表のとおりです。）。

一人一人の働く人の向こうには、大切な家族や仲間がいて、たくさんの笑顔があります。これ以上、死亡災害を発生させないため、経営トップが率先して職場内を総点検し、必要な労働災害防止対策を徹底していただくようお願いします。

発生月	発生月	事業の種類	発生原因	災害の概要
1	1月	清掃・と畜業	はさまれ・巻き込まれ 掘削用機械	産業廃棄物中間処理施設において、油圧ショベルを旋回させたところ、旋回範囲内にいた被災者が当該機械のカウンターウエイトと機械設備の間にはさまれた。
2	2月	卸売業	飛来・落下 玉掛用具	自動車解体工場において、移動式クレーンにより解体後の車体をつり上げたところ、高さ約3mの位置でつり具から外れ、玉掛け作業を担当していた被災者に激突した。
3	3月	食料品製造業	はさまれ・巻き込まれ コンベア	ベルトコンベアを稼働させた状態で、ベルトコンベアに付着した汚れを除去していたところ、ベルトとプーリーの間に右腕が巻き込まれた。
4	4月	電気機械器具製造業	はさまれ・巻き込まれ 動力機械	自動加工機械のメンテナンス作業を担当していた被災者が、意識不明の状態で、当該機械の外枠内に上半身を乗り出した姿勢で発見された。発見時、機械は停止していたが、後の調査で、機械にはさまれて死亡したことが判明した。
5	5月	社会福祉施設	墜落・転落 階段	階段下の踊り場で、頭部を負傷し倒れている被災者が発見された。当時、建物全体が、停電中であつた。
6	5月	土木工事業	墜落・転落 掘削用機械	油圧ショベルにより仮設通路を整地していたところ、路肩から、掘削機械ごと約50m転落した。

死亡災害の発生状況から見た労働災害防止のポイント

1 共通事項

- ・ 経営トップ自らが先頭に立ち、労働災害ゼロ職場の表明を行い、経営トップが率先して職場内の安全衛生活動の総点検を行うこと。
- ・ 安全管理者、安全衛生推進者等の安全衛生スタッフにその職務を確実に実行させること。
- ・ 個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育を実施し、労働者の危険に対する意識を高めること。
- ・ 危険箇所の表示等による「危険の見える化」を推進すること。
- ・ 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、リスクアセスメント等の日常的な安全活動の充実・活性化を図ること。

2 「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策

- ・ 動力機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の「はさまれ」又は「巻き込まれ」の危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設け、身体の一部が危険域に届かないよう防護すること。
- ・ 機械の掃除、注油、検査、修理または調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。
- ・ 安全に作業を行うための作業手順書を作成し、これに基づき作業を行うこと。



機械設備の労災防止対策
・長野労働局

3 「墜落・転落」災害防止対策

- ・ 階段については、必要な照度を確保するとともに、両手を荷物等でふさがないように、足元を十分に確認して昇降すること。
- 【以下、一般的な対策】
- ・ 高所で作業を行う場合には、足場の設置等により作業床を設けるとともに、その作業床の端、開口部には堅固な囲い、手すり等を設けること。
 - ・ 上記作業床の設置や作業床に囲い、手すりを設けることが困難な場合には、防網（安全ネット）を張り、墜落制止用器具を使用させること。
 - ・ 「墜落時保護用」の保護帽を着用させること。また、履物については防滑性、屈曲性に優れたものを使用させること。

4 「車両系建設機械」及び「移動式クレーン」災害防止対策

- ・ 事前に作業の方法等を検討した上で、作業計画を作成し、これに基づき作業を行うこと。
- ・ 運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせないこと。やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置すること（誘導者を置くときは、合図を定めること）。
- ・ 車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じること。（例：路肩の崩壊や地盤の不同沈下防止、必要な幅員保持のほか、標識又はガードレールの設置等）
- ・ 移動式クレーンは、定格荷重を超える荷のつり上げは行わないこと。
- ・ 移動式クレーンでつり上げられている荷の直下等、つり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせないこと。



車両系建設機械による
労災防止対策・長野労働局



7 建災防野発第 19 号
令和 7 年 6 月 16 日

建設業労働災害防止協会
長野県支部 分会会員 様

建設業労働災害防止協会
長野県支部長 木下 修
(公 印 省 略)

死亡事故の撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底について（要請）

標記につきまして、長野労働局より別添のとおり緊急要請がありました。

建設業において、本年 4 月から 5 月にかけて死亡災害が既に 3 件発生しており、憂慮する事態となっております。

2 件は山岳道路における重機ごと路肩から転落した事故、もう 1 件は建物建替え工事中の転落事故であります。

つきましては、労働局からの緊急要請文（別添）下記 3 つの事項の確実な取り組みをお願いします。

また、梅雨期および台風期は、降雨により地山が崩れやすくなっていることに十分留意し、改めて現場の安全管理を徹底するとともに、決して一人で現場作業をさせない等、作業員への適切な指導をお願いします。

なお、「STOP! 死亡災害！」（別添リーフレット）では、建設業の死亡事例が 1 件となっておりますが、他の 2 件は亡くなった方が一人親方であった等の理由から、当該一覧には含まれておりませんのでご了承ください。ご了承ください。

建災防長野県支部 事務局 宮尾賢治
TEL 026-228-7200 Fax 026-224-3061
E-mail miyao@choken.or.jp

リーフレットに未掲載の死亡事故（一人親方）

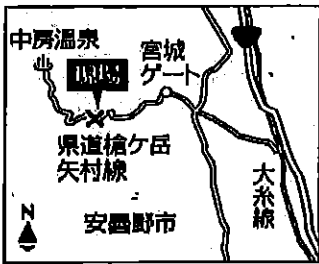


崩落した県道橋ヶ岳矢村線＝14日午後2時41分（県安曇野建設事務所提供）

重機100メートル転落男性死亡

安曇野の県道工事現場路面崩落

14日午前1時25分、安曇野市落し、バックホーが巻き市穂高有明の県道橋ヶ岳矢村線に落ちた。操縦していた同市線の道路工事現場で路面が崩落、穂高柏原の末末、矢野利雄



さん（51）が、約100メートルに転落したバックホーの近くで見つかり、市内の病院に運ばれたが死が確認された。県安曇野建設事務所によると崩落したのは同県道の宮城と橋ヶ岳の間に、約100メートルの長さの路面が崩落した。バックホーを操作していた矢野さんは、事故発生時、バックホーを一人で操縦していた。転落を自覚した工事関係者が119番通報した。同署が死因や事故の原因を調べている。

事故現場を含む同県道の宮城ゲート中房温泉（中房温泉）間の12・2キロは、18日正午まで全線通行止めとなっている。

信毎（R7.4.15）

ホクト工場で作業員転落死

上田建て替え工事中

24日午前1時15分ごろ、上田市中川町のホクト生産販売大手「ホクト」（長野市）のメシ工場「ホクト上田第一きのこセンター」で、建て替え工事の作業をしていた建設作業員平田直石さん（60）＝長野市稲田3＝が、建替中の建物2階（高さ約6メートル）から転落した。平田さんは市内の病院に運ばれたが、死が確認された。

上田署によると、平田さんは、2階の床面で、複数人で作業していた。他の作業員が大きな音を聞き、平田さんが1階で倒れているのを発見した。2階床面には1・1・5メートル四方の穴が複数あり、平田さんは穴の縁部分の溶接作業をしていたという。同署は、平田さんが何らかの理由で穴から落ちたとみている。同工場は昨年10月の火災で作業員が全焼。現場では焼失した建物の建て替え工事を行っている。同署が詳しい原因を調べている。

信毎（R7.5.25）



7 建災防野発第 19 号
令和 7 年 6 月 16 日

建設業労働災害防止協会
長野県支部 分会長 様

建設業労働災害防止協会
長野県支部長 木下 修
(公 印 省 略)

死亡事故の撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底について（要請）

標記につきまして、長野労働局より別添のとおり緊急要請がありました。

建設業において、本年 4 月から 5 月にかけて死亡災害が既に 3 件発生しており、憂慮する事態となっております。

2 件は山岳道路における重機ごと路肩から転落した事故、もう 1 件は建物建替え工事中の転落事故であります。

梅雨期および台風期は、降雨により地山が崩れやすくなっていることに十分留意し、改めて現場の安全管理を徹底するとともに、決して一人で現場作業をさせない等、作業員への適切な指導が必要となることから、労働局からの緊急要請文（別添）下記 3 つの事項の確実な取り組みについて、会員への周知および指導についてご配慮願います。

つきましては、現在各分会において三大災害絶滅運動の大会を実施して頂いているところですが、併せて安全指導者による「緊急現場パトロール」の実施を要請いたします。パトロールの開催日（予定）を 6 月 20 日（金）までに「別紙」によりご報告願います。

なお、「STOP! 死亡災害！」（別添リーフレット）では、建設業の死亡事例が 1 件となっておりますが、他の 2 件は亡くなった方が一人親方であった等の理由から、当該一覧には含まれておりませんのでご了知願います。

建災防長野県支部 事務局 宮尾賢治
Tel 026-228-7200 Fax 026-224-3061
E-mail miyao@choken.or.jp

【別 紙】

緊急現場パトロール実施予定

支部名	実施予定日	実施予定の現場数（箇所）
〇〇支部	令和7年 月 日（ ）	

令和7年度第1回建設政策委員会 会議次第

日 時：令和7年6月13日（金）

10時30分～12時

場 所：長建ビル5階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事等内容

（1）報告

- ・委員および副委員長の変更について・・・・・・・・・・名簿（次第）
- ・第1回緊急輸送道路パトロール訓練の結果について・・・・資料 1

（2）議事

- ・第2回緊急輸送道路パトロール訓練の概要について・・・・資料 2
- ・除雪等に関するアンケート内容について・・・・・・・・・・資料 3

（3）その他

4 意見交換

5 そ の 他

第2回委員会の開催予定日（参考：R6.11.25）

6 閉 会

令和7年度 第1回建設政策委員会 出欠

日時: 令和7年6月13日(金)10時30分～12時

場所: 長建ビル 5F会議室

		氏 名	出欠	備考
担当副会長		深 澤 信 治	○	
東信	南佐久	新 津 悟	○	Web参加
	佐 久	大 井 康 史	×	
	上 小	小河原 嘉彦	○	
南信	諏 訪	柿 澤 充	○	
	伊 那	守 屋 清 志	○	Web参加
	飯 田	竹 村 政 英	○	
中信	木 曾	砂 山 右 近	○	Web参加
	松 筑	大 原 篤	○	
	安曇野	山 本 由美子	○	
	大 北	傳 刀 宗 久	○	
北信	更 埴	若 林 幸 一	○	
	須 坂	北 條 將 隆	○	
	中 高	藏 谷 伸太郎	×	
	長 野	原 山 大 輔	○	
	飯 山	江 口 秀 行	○	
事務局	特任理事	大 月 昭 二	○	
	常務理事	岩 下 康 之	○	
	労働安全部長	宮 尾 賢 治	○	

○開催日および参加人数について

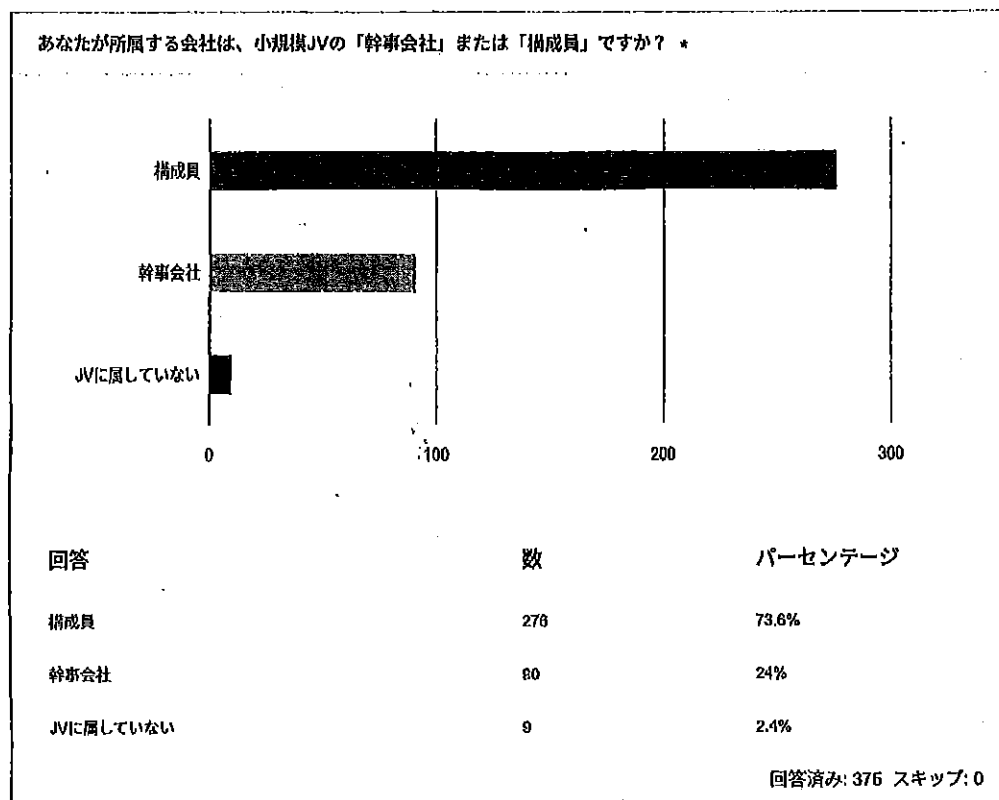
支部名	各支部説明会 (R7.4~5月)	参加人数	第1回訓練 (R7.5・6月)	参加人数	第2回訓練 (R7.9月)	第3回訓練 (R8.1月)
南佐久	令和7年5月15日	30	令和7年5月22日	29	令和7年9月10日	令和8年1月15日
佐久	令和7年4月17日	32	令和7年5月29日	37	未定	未定
上小	令和7年4月22日	34	令和7年5月22日	45	未定	未定
諏訪	令和7年3月末	20	令和7年5月15日	15	未定	未定
伊那	—		令和7年5月29日	30	未定	未定
飯田	令和7年4月22日	52	令和7年5月19日~22日	50	未定	未定
木曽	令和7年5月29日		令和7年5月29日	24	未定	未定
松筑	令和7年6月9日 (予定)	100	令和7年6月9日 (予定)	100	令和7年9月17日	令和7年2月18日
安曇野	—		令和7年5月14日	39	令和7年9月17日	令和8年1月21日
大北	—		令和7年5月12日	33	未定	未定
更埴	—		令和7年5月22日	11	令和7年9月1日	令和8年1月28日
須坂	—		令和7年5月20日	28	未定	未定
中高	令和7年4月22日	28	令和7年5月21日	35	未定	未定
長野	—		令和7年5月20日	79	令和7年9月1日or17日	令和8年1月27日
飯山	令和7年4月21日	27	令和7年5月22日	25	令和7年9月4日	令和8年1月15日
計		323		580		

Survey 123

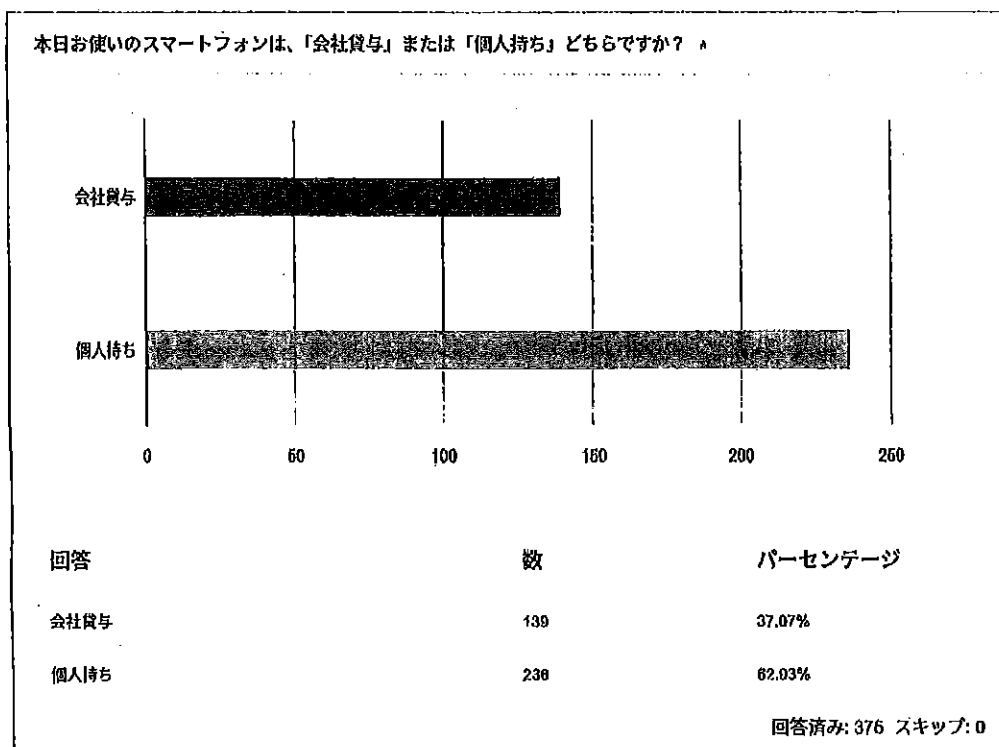
パトロール訓練実施後のアンケート

回答数 375 件

(R7.6.12現在)

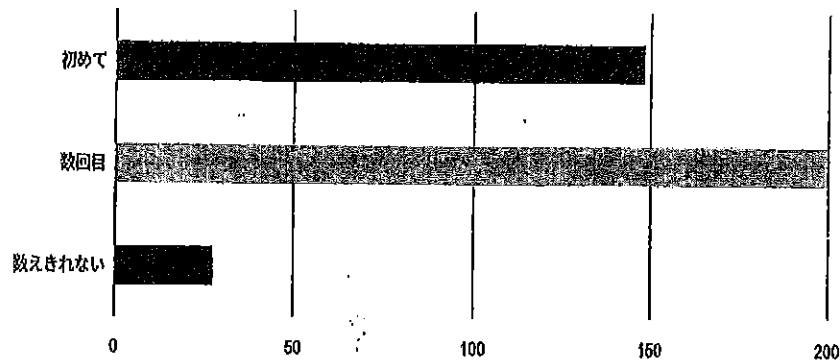


パトロール訓練実施後のアンケート



パトロール訓練実施後のアンケート

Survey123での投稿は、何回目ですか？ *

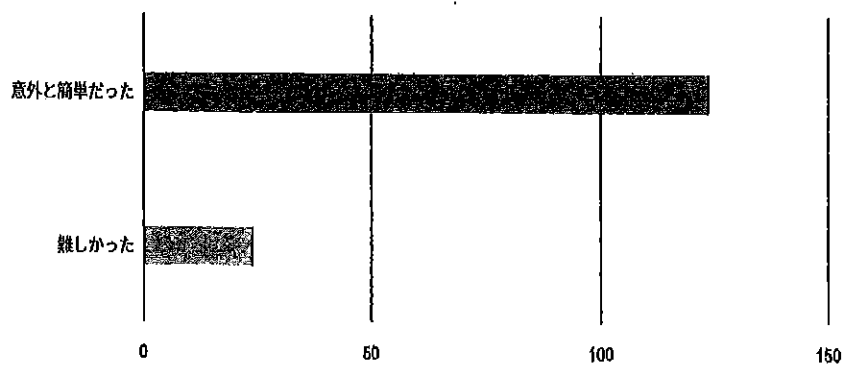


回答	数	パーセンテージ
初めて	140	39.47%
数回目	200	53.33%
数えきれない	27	7.2%

回答済み: 376 スキップ: 0

パトロール訓練実施後のアンケート

「初めて」と回答された方にお聞きします。Survey123での投稿の難易度は？ *

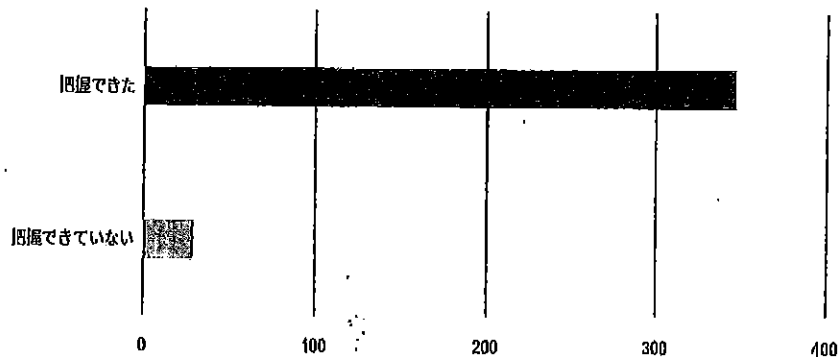


回答	数	パーセンテージ
意外と簡単だった	124	33.07%
難しかった	24	6.4%

回答済み: 148 スキップ: 227

パトロール訓練実施後のアンケート

訓練の実施にあたり、所属JVおよび貴社が管理するエリアの緊急輸送道路（県管理）を把握できましたか？

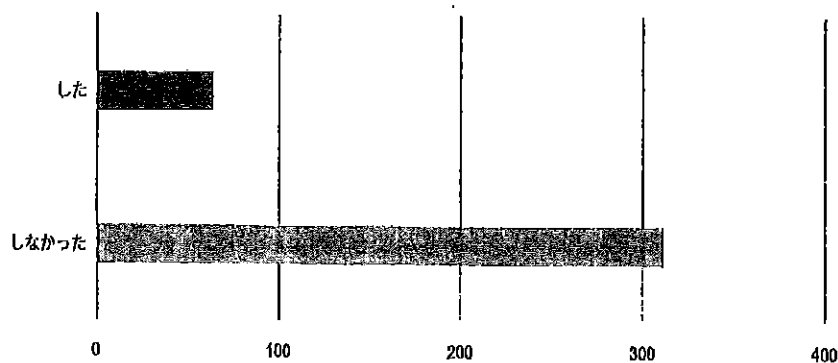


回答	数	パーセンテージ
把握できた	347	92.53%
把握できていない	28	7.47%

回答済み: 375 スキップ: 0

パトロール訓練実施後のアンケート

緊急輸送道路以外の道路もパトロールしましたか？ *

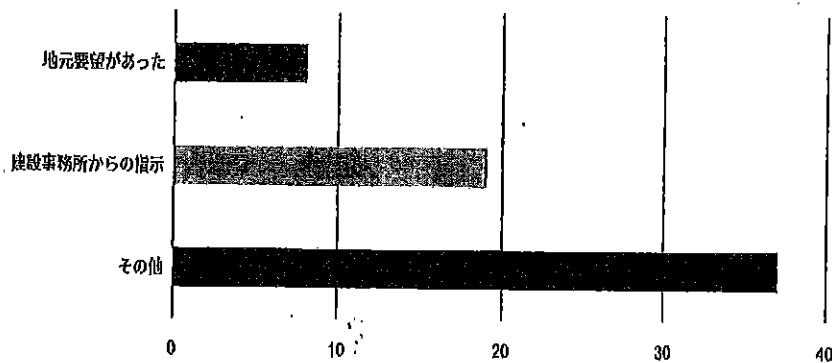


回答	数	パーセンテージ
した	64	17.07%
しなかった	311	82.93%

回答済み: 375 スキップ: 0

パトロール訓練実施後のアンケート

「した」とお答えの場合、理由は何ですか？ *



回答	数	パーセンテージ
地元要望があった	8	2.13%
建設事務所からの指示	19	5.07%
その他	37	9.87%

回答済み: 64 スキップ: 311

パトロール訓練実施後のアンケート

「その他」とお答えの場合、具体的な理由をご記入ください。 *

パトロール訓練のため
☒ 今回は訓練で何カ所も経験することを目的にしました
 令和7年度第1回「緊急輸送道路パトロール訓練」 ☒ 小規模JVの担当路線のため 協会訓練指示があったため
 担当現場に向かいながらの道路状況確認 巡視場所までのルート上で道路状況の確認をした
 業務の途中であった為、通ったついで、です。 協会の方針 支部の指示 危険箇所調査と兼ねて実施したため。
 緊急輸送道路より振替回数が多かったため他をパトロール ☒ 緊急時に備え、管轄以外の道路を知っておく必要があると考えたため。
☒ 二次対応病院がある国道だったため 訓練 自主的にパトロールした。 移動中の路線だから
 自主的パトロールしました 通り道でした ☒ 管理道路の再確認の為 幹事会社による指示
 緊急輸送道路以外で協会からの指示 通り道のため 今日訓練の為
☒ 危険がないか 管理区域内のため JV幹事会社からの指示。
 通り道だったため 道路パトロール 協会からの指示
 自主的なパトロール(丸子信州新幹線) 幹事会社の指示

訓練の為

8

振替する県道でJVでの担当路線だから。
 担当路線ごとの出動体制のため、緊急輸送道路以外を担当する会社があるので、自社担当路線に出動した為

回答済み: 37 スキップ: 338

パトロール訓練実施後のアンケート（2Dビューアー）

設問. 1 現地からの長柄の進捗状況は逐次把握できましたか？

設問. 1で「把握できなかった」とお答えの場合、理由をご記入ください。

設問. 2 現地の被災状況以外で、2Dビューアーで把握したい事は？

設問. 2で「その他」とお答えの場合、具体的に記入願います。

設問. 3 2Dビューアーを見れるライセンスは現在各支部に1つですが、複数必要ですか？

設問. 3で「複数必要」とお答えの場合、理由をご記入願います。

設問. 4 緊急輸送道路パトロールに関してご意見、ご要望があればご記入ください。

設問. 5 システムの改良点に関してご意見、ご要望があればご記入ください。

集計	
把握できた	15
把握できなかった	0
パトの進捗状況	5
交通不能等の情報	6
その他	4
1つでよい	3
複数必要	12

第2回訓練の概要について

第1回訓練の実施状況、アンケート結果を踏まえ、第2回訓練の概要について検討

《開催日程》

- 防災の日（9月1日）または別日に全支部で一斉開催もしくは支部毎の開催
⇒事前にプレスリリース実施予定

《開催方法》

- 「大規模地震時道路パトロール」としての実施（県希望）
例年、県現地機関と小規模JVで実施している「大規模地震時道路パトロール」
として実施（事前に県とのすり合わせ要）
⇒JVに協会員と協会員以外が混在している場合のすみ分けについて要検討

○被害想定の設定

- 全止め等の被害想定に基づき、当日迂回ルートを探りながらパトロール実施
⇒被害想定は予め県現地機関が決めるが、事前にJVには知らせない等

《システムの改良等要望》・・・第2回訓練までに

- Survey123の投稿フォームで携帯番号を入力し、2Dビューアーに表示出来ないか。
- 2Dビューアーの画面上で、①パトロール完了の色分け②通行不可(X)が表示出来ないか。
- システムについて理解されていない部分があるため、Q&Aを作成する。
- 指揮系統を明確にしておく。

7 長野建協発 号 外
令和7年 6月 17日

県の除融雪業務を
実施された協会の皆様へ

(一社)長野県建設業協会建設政策委員会
委員長 北條 將隆

『除融雪業務の実態調査』へのお願い

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より協会建設政策委員会の活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、温暖化やオペレーター不足、コストの増大等、除融雪業務を取り巻く環境は年々厳しさを増し、「これ以上続けられないのでは」という声も聞こえてきております。

つきましては、除融雪業務を実施しておられる協会の皆様の生の声を県の関係部局へ届けるため、標記調査を下記のとおり実施することといたしました。

大変お忙しいとは存じますが、今後の除融雪業務を左右する大変重要な調査となりますので、何卒ご協力をお願いいたします。

記

- 1 調査名 除融雪業務の実態調査
- 2 調査対象 昨年度、県の除融雪業務を実施された協会（JV含む）
- 3 調査期限 令和7年7月4日（金）
- 4 調査方法 Microsoft forms を利用した調査
（以下のURLよりご参加ください。なお調査は15分程度です。）
<https://forms.office.com/r/JZqJDfb4m1>

事務局：宮尾
TEL：026-228-7200
E-mail：miyao@choken.or.jp

除融雪業務に関する実態調査 Ⅱ

* 必須

1. 所属支部はどちらですか？ *

- ☐ 南佐久
- ☐ 佐久
- ☐ 上小
- ☐ 諏訪
- ☐ 伊那
- ☐ 飯田
- ☐ 木曽
- ☐ 松筑
- ☐ 安曇野
- ☐ 大北
- ☐ 更埴
- ☐ 須坂
- ☐ 中高
- ☐ 長野
- ☐ 飯山

2. 会社名をご記入ください。 *

3. 県管理道路の除融雪業務で締結している委託契約は、企業単体またはJV構成員？ *

- ☐ 企業単体
- ☐ JV構成員

4. 委託契約している業務内容は？ *

- ☐ 除雪
- ☐ 融雪剤散布
- ☐ 両方

5. 今から5年後、除融雪業務を続けられると思いますか？ *

- ☐ 続けられる
- ☐ 続けられない
- ☐ わからない

6. 設問5で、「続けられない」、「わからない」とお答え方、最大の理由は何ですか？ *

- ☐ オペレーター不足
- ☐ 採算が合わない
- ☐ その他

7. 設問6で、「オペレーター不足」とお答えの方、最も有効と思われる解決方法は？ *

- ☐ 若いオペレーター育成
- ☐ 他の協会へ委託
- ☐ Webカメラ装着+ワンオペ
- ☐ その他

8. 設問7で、「その他」とお答えの方、具体的な解決策をご記入ください。

--

9. 設問6で、「採算が合わない」とお答えの方、最も採算が合わないのは？ *

- ☐ 人件費
- ☐ 機械の維持費
- ☐ 高騰する資材、燃料費
- ☐ その他

10. 「採算が合わない」内容を具体的に記入願います。

11. 設問6で、「その他」とお答えの方、具体的な理由をご記入ください。

12. ① オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力） ……以降、①～⑧まであります。

*

社員（20～30代）

13. ② オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力） *

社員（40～50代）

整数を入力してください

14. ③ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力） *

社員（60代）

整数を入力してください

15. ④ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力） *

社員（70代）

整数を入力してください

16. ⑤ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力） *

季節雇用（20～30代）

整数を入力してください

17. ⑥ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力） *

季節雇用（40～50代）

整数を入力してください

18. ⑦ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力） *

季節雇用（60代）

整数を入力してください

19. ⑧ オペレーターの雇用形態別の年齢構成と人数は？（人数を入力）＊

季節雇用（70代）

整数を入力してください

20. オペレーターの雇用・育成の課題についてご意見がありましたらご記入願います。

21. ① 除融雪機械の所有状況は？（台数を入力）・・・以降、①～③まであります。＊

県からの貸与

整数を入力してください

22. ② 除融雪機械の所有状況は？（台数を入力）＊

自社保有

整数を入力してください

23. ③ 除融雪機械の所有状況は？（台数を入力）＊

リース

整数を入力してください

24. 除融雪機械の所有状況に伴う課題について、ご意見がありましたらご記入願います。

25. 降雪の少ない地域の課題について、ご意見がありましたらご記入願います。

26. 降雪の多い地域の課題について、ご意見がありましたらご記入願います。

27. 住民サービスとしての除融雪の課題について、ご意見がありましたらご記入願います。

除雪完了直後の道路への民地からの排雪等

28. 昨年度の除融雪業務において、課題と思われる事項がございましたらご記入願います。

29. 業務の簡素化を進めるにあたり、今の業務で煩雑だと思われましたらご記入願います。

30. 前設問の「業務の簡素化」に向けた解決案があればご記入願います。

31. 「除雪管理システム」(県) について、ご意見があればご記入願います。

ワイズのアンケートと被っても構いません。

32. 国交省、県、市町村の除融雪業務を含め、「事務手続き」や「提出書類」の違いによる課題があればご記入願います。

33. 除融雪業務を、今後も存続させていくための改善策がありましたらご記入願います。

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

 Microsoft Forms

長野県議会入札制度研究会との意見交換会について

日時：令和7年6月19日 午後5時～

場所：長野市 ホテル国際21

長野県議会入札制度研究会（会長 服部宏昭県議会議員）との意見交換会を開催し、令和7年度当初予算確保のお礼と協会からの要望、意見交換を行いました。

協会からは下記の3項目について要望を行いました。

- 1 公共事業予算の持続的・安定的な確保について
- 2 県単独公共事業予算の確保と設計付工事発注について
- 3 総合評価落札方式における評価項目等の見直しについて

入札制度研究会からは、協会要望に対するご見解について説明していただきました。その後、今後の課題や取組について忌憚のない意見交換を行いました。



入札制度研究会 服部会長挨拶



長野県建設業協会 木下会長挨拶



協会からの要望書を木下会長から服部会長に手交



意見交換の状況

長野県議会入札制度研究会 (一社)長野県建設業協会

意見交換会次第

日時：令和7年6月19日(木) 午後5時00分～

場所：ホテル国際21 4階 雷鳥

- 1 あいさつ
- 2 御礼と要望
- 3 意見交換
 - (1) 建設業協会の取り組みについて
 - (2) 意見交換
 - (3) その他
- 4 閉 会

意見交換会出席者名簿

日時：令和7年 6月19日（木）

場所：ホテル国際21 4階 雷鳥

	役職名	氏 名	備 考
長野県議会入札制度研究会			
	会 長	服 部 宏 昭	
	副 会 長	佐々木 祥 二	
	幹 事 長	宮 本 衡 司	
	幹事長代理	小 池 清	
	事務局長	丸 山 栄 一	
	幹 事	山 岸 喜 昭	
	幹 事	依 田 明 善	
長野県議会危機管理建設委員会	委 員 長	竹 内 正 美	
長野県建設業協会	会 長	木 下 修	
	副 会 長	依 田 幸 光	
	副 会 長	福 原 初	
	副 会 長	長 坂 亘 治	
	副 会 長	深 澤 信 治	
	特任理事	大 月 昭 二	
	専務理事	小 林 敏 昭	
	常務理事	岩 下 康 之	
計		16名	

令和7年6月19日

長野県議会入札制度研究会 様

御礼と要望事項について

(一社) 長野県建設業協会

平素は、私ども建設業界に格別なるご理解とご指導を賜り衷心より厚くお礼を申し上げます。

予算の確保が厳しい中、公共事業予算並びに社会資本整備予算の確保や入札制度の改善について、県議会諸先生方のご尽力に対しまして御礼申し上げます。

今年度の県の公共事業費は、当初予算と昨年度の補正予算を合せて、前年度より8%の増額をしていただきました。改めて御礼を申し上げます。

また、昨年度の国の補正予算につきましては、建設関係全体で全国4番目、砂防事業につきましては全国2番目の予算が長野県配分されたとお聞きしており、こちらにつきましても改めて御礼を申し上げます。

しかしながら、地域建設業を取り巻く状況は依然、大変厳しい状況が続いており、地域建設業が将来に亘りその使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠です。

つきましては、現下の事情をご理解ご賢察の上、次に掲げる事項につきまして要望いたしますので、引き続きのご理解ご支援をお願いいたします。

1 公共事業予算の持続的・安定的な確保について

(1) 持続的・安定的な予算確保

地域におけるインフラの維持・管理を適切に行い、県民生活の安全・安心の確保を図るため、また、建設企業が中長期的な建設投資を見通せるよう、社会資本整備の計画的な推進と、公共事業予算の安定的・持続的な確保と拡充を要望します。

(2) 県土強靱化の更なる推進

過日「国土強靱化実施中期計画」が、概ね20兆円強程度を目途とする事業規模で閣議決定されました。県土強靱化対策を強力かつ計画的に推進するため、災害対策の必要性・緊急性、また、建設資材の価格高騰や人件費の上昇を踏まえ、必要な事業規模、事業量が確保されるよう、引き続き、国に対する働きかけを要望します。

2 県単独公共事業予算の確保と設計付工事発注について

- (1) 県内の道路舗装や河川における護岸の修繕、河床掘削など必要な維持補修は、未だ十分と言える状況ではないと思われます。地域の安全・安心の確保、災害に強い地域づくりのため、県単独公共事業予算の確保について要望いたします。
- (2) 緊急を要する一定規模以下の工事については、発注者による設計書作成、入札手続きを行わずに、地域を熟知した民間委託のJVに作業を依頼し、請求方式により精算していただくことが有効と思われます。

しかしながら、昨今の労務単価、建設資材、燃料等の価格上昇により、現在の限度額である250万円では十分な対応が困難となる事案が多数発生しております。

つきましては、本年4月に地方自治法施行令の改正により随意契約の上限額が400万円に引き上げられましたので、請求方式による小規模補修工事の限度額につきましても、早急に上限額の引き上げをしていただくことを要望します。

3 総合評価落札方式における評価項目等の見直しについて（新規）

- (1) 技術者要件について、個人の実績から企業の実績を重視するよう見直しを要望します。技術者要件により、技術者を特定の技術や現場に釘付けてしまっております。また、ICT活用は企業として取り組んでおり、技術者個人に対する評価はなじまないのではないかと考えます。資格を有する若手技術者がもっと自由に活躍できる制度となるよう見直しをお願いします。
- (2) 地域貢献等簡易型について、近年は多くの工事で採用されておりますが、手持ち工事量による評価がされています。手持ち工事量については、技術者を多く抱える企業と規模の小さな企業が手持ち工事件数により同一の減点となりますので、工事の特性に応じた選択項目とする。または、一定規模未満の小規模な工事とするなどの改善を要望します。
- (3) 工期が長期間となる、また、複数の技術者を配置する大型工事の受注が工事实績加点において不利とならない様、制度改善を要望します。工期が数年に渡る工事の技術者は、工事成績評定点やICT工事实績の期間が切れてしまう場合があります。また、大型工事では長期間に渡り複数の技術者を配置しているので、主任技術者以外の技術者についても実績として評価することを要望します。

- (4) 工事成績の加点につきましては、令和6年4月から上限が86点に引き上げられました。この評価点について「とび・土工コンクリート工事」、「ほ装工事」等の専門工事においては業種ごとの成績評定点の平均により評価されておりますが、「土木一式」、「建築一式」につきましては、全ての業種の成績評定点の平均により評価されております。

このため、土木一式工事の受注を希望する受注者の中からは、評定点の伸びない建築営繕の修繕工事などを受注することにより平均点が上がらないことを懸念して、その受注を躊躇するとの声があります。

つきましては、このような弊害をなくすため、「土木一式」、「建築一式」の成績評定の平均算定において建築営繕の修繕工事などの専門工事を対象外とするよう制度の見直しを要望します。

全建総発第 25 号
令和 7 年 6 月 6 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅 則
〔公 印 省 略〕

令和 7 年度 建設業社会貢献活動推進月間・功労者表彰の決定について

標記功労者の推薦につきましては、去る令和 7 年 2 月 10 日付け、全建総発第 97 号にてご依頼を申し上げましたが、各協会より数多くの申請をいただき深謝申し上げます。

本会では、これらの申請事例を表彰部会において厳正に審査し、別紙 1 のとおり、社会貢献・SDGs 功労表彰については、全建表彰規程第 3 条関係 26 協会・支部、第 4 条関係 20 企業、広報功労者表彰については全建表彰規程第 3 条関係 8 協会・支部、第 4 条関係 11 企業、合計 65 事例の表彰受賞者を決定いたしましたので、ご連絡申し上げます。

このたび、受賞された各協会・支部、会員企業におかれましては、次頁の 7 月 24 日の建設業社会貢献活動推進月間中央行事の席上表彰させていただきますので、貴会より各受賞者にご連絡いただき、当日の出欠について、別紙 2 により、本会総務部宛に 7 月 10 日（木）までに連絡方よろしく願いいたします。

当日ご欠席となる受賞者につきましては、後日、表彰状並びに記念品を各協会宛に送付させていただきますので、各受賞者へ伝達をよろしくお願い申し上げます。

なお、受賞者の出席に係る旅費等につきましては、各協会・支部等のご負担にて対応方お願いいたします。

中央行事において、本年度の受賞者の中から代表的な事例（5 事例程度）について、活動の事例発表をしていただく予定としております。また、受賞事例については、本会が別途取りまとめる『令和 7 年度 建設業社会貢献・SDGs／広報活動事例集』に掲載させていただきます。

◆広報功労者表彰

[規程第3条関係] (8協会・支部)

栃 木	一般社団法人 栃木県建設業協会 日光支部
山 梨	一般社団法人 甲府地区建設業協会
山 梨	一般社団法人 身延建設業協会
長 野	一般社団法人 長野県建設業協会 青年部会
静 岡	一般社団法人 静岡建設業協会
三 重	一般社団法人 三重県建設業協会 志摩支部
石 川	一般社団法人 羽咋郡市建設業協会
福 井	一般社団法人 若狭地区建設業会 建設青年委員会

[規程第4条関係] (11社)

北 海 道	草野作工 株式会社
福 島	株式会社 オオバ工務店
愛 知	株式会社 加藤建設
三 重	株式会社 竹島建設
富 山	安達建設 株式会社
富 山	株式会社 斉藤組
大 阪	戸田建設 株式会社 大阪支店
兵 庫	福井建設 株式会社
山 口	株式会社 井原組
鹿 児 島	株式会社 山藤建設
鹿 児 島	淵脇建設 株式会社

＜令和7年4月＞新規学卒者他 採用状況等 調査結果

(一社)長野県建設業協会

(注)この調査は、(一社)長野県建設業協会会員を対象に実施したものです。

問1. 令和7年4月に採用した新規学卒者について(支部別)

(2025.6)

学校別 支部 (会員数)	高 校			各種学校			短大等			大 学			合 計			職 種 別				採用 会員 数	有効 回答 数	回答 率 (%)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	事務	営業	技術	技能			
南佐久 25	4	1	5	2	0	2	0	0	0	2	1	3	8	2	10	2	0	6	2	4	25	100%
佐 久 34	6	0	6	2	0	2	0	0	0	1	0	1	9	0	9	0	2	7	0	3	32	94%
上 小 20	2	0	2	1	0	1	0	2	2	0	0	0	3	2	5	1	0	3	1	3	19	95%
諏 訪 43	7	0	7	2	2	4	0	0	0	6	2	8	15	4	19	2	0	16	1	11	37	86%
伊 那 53	2	2	4	6	2	8	0	1	1	3	1	4	11	6	17	1	3	8	5	7	36	68%
飯 田 54	11	1	12	5	0	5	0	1	1	3	0	3	19	2	21	2	0	18	1	8	36	67%
木 曾 18	3	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	1	4	0	0	1	3	3	18	100%
松 筑 58	5	3	8	6	0	6	0	1	1	7	3	10	18	7	25	3	0	19	3	7	56	97%
安曇野 26	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	26	100%
大 北 34	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4	0	4	0	0	4	0	3	23	68%
更 埴 14	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	7	50%
須 坂 14	6	1	7	1	1	2	0	0	0	0	0	0	7	2	9	0	0	7	2	3	13	93%
中 高 15	3	0	3	1	1	2	0	0	0	0	0	0	4	1	5	0	0	2	3	2	14	93%
長 野 80	10	1	11	1	1	2	2	0	2	5	0	5	18	2	20	0	1	14	5	9	48	60%
飯 山 18	4	0	4	0	0	0	0	1	1	1	0	1	5	1	6	0	1	4	1	3	15	83%
合計 506	65	9	74	29	8	37	2	6	8	30	7	37	126	30	156	11	7	110	28	68	405	80%
前年度 507	57	11	68	23	3	26	1	3	4	31	13	44	112	30	142	16	11	90	25	68	386	76%

学校種別	採用数			男 子(内訳)				女 子(内訳)			
	男	女	計	事務	営業	技術	技能	事務	営業	技術	技能
高 校	65	9	74	1	1	46	17	5	0	4	0
各種学校	29	8	37	1	2	20	7	0	1	3	4
短大等	2	6	8	0	0	2	0	2	1	3	0
大 学	30	7	37	0	1	29	0	2	1	3	1
合 計	126	30	156	2	4	97	24	9	3	13	5
前年度合計	112	30	142	1	6	80	25	15	5	10	0

問1. 令和7年4月に採用した新規学卒者について(学校別)

学校名			職種別	採用数			男 子				女 子			
				男	女	計	事務	営業	技術	技能	事務	営業	技術	技能
高 校	長 野	長野工業高校	11	2	13			8	3				2	
		〇〇高校	9		9	1		6	2					
		飯田長姫OIDE高校	6	1	7			5	1				1	
		上田千曲高校	5		5			4	1					
		中野立志館高校	4		4			1	3					
		佐久平総合技術高校	2		2			1	1					
		軽井沢高校	2		2			2						
		岡谷工業高校	2		2			2						
		蘇南高校	2		2			1	1					
		松本国際高校	1	1	2			1			1			
		池田工業高校	2		2			2						
		南安曇農業高校	2		2			1	1					
		下高井農林高校	2		2			2						
		須坂創成高校	2		2			2						
		富士見高校	1		1			1						
		諏訪実業高校	1		1			1						
		高遠高校	1		1			1						
		赤穂高校		1	1							1		
		下伊那農業高校	1		1			1						
		木曽青峰高校	1		1				1					
		松本工業高校	1		1			1						
		松本筑摩高校		1	1							1		
		エクセラン高校	1		1				1					
		塩尻志学館高校		1	1							1		
		日本ウェルネス長野高校	1		1			1						
		須坂東高校	1		1				1					
		豊野高等専修学校	1		1			1						
		高校卒業程度認定試験合格者		1	1									1
	県 外	新潟県中央工業高校	1		1		1							
		中越高校	1		1				1					
		関商工高校	1		1				1					
		北杜高校		1	1						1			
小 計			65	9	74	1	1	46	17	5			4	

学校名		職種別	採用数			男 子				女 子			
			男	女	計	事務	営業	技術	技能	事務	営業	技術	技能
各 種 学 校	長 野	上田情報ビジネス専門学校	3		3			3					
		飯田技術専門校	3		3				3				
		松本技術専門校	2		2			1	1				
		長野技術専門校	1	1	2				1				1
		長野県林業大学校	1		1				1				
		松本情報工科専門学校	1		1			1					
		学校法人コア学園	1		1			1					
		〇〇専門学校	2		2	1		1					
	愛 知	東海工業専門学校	4		4			4					
		専門学校	1		1			1					
	京 都	京都建築大学校	1	2	3		1				1		1
		群馬日建工科専門学校	1		1		1						
	群 馬	フェリカ家づくり専門学校	1		1			1					
		浜松日建工科専門学校	1		1			1					
	静 岡	中央工学校	4		4			4					
		東京日建工科専門学校		1	1							1	
		日本工学院専門学校	2	2	4			2				1	1
		〇〇専門学校		1	1							1	
	新 潟	新潟工科専門学校		1	1								1
小 計			29	8	37	1	2	19	7		1	3	4

学校名			職種別	採用数			男 子				女 子			
				男	女	計	事務	営業	技術	技能	事務	営業	技術	技能
短 大 等	長野	上田女子短期大学		2	2						1		1	
		松本大学短期大学部	1		1			1						
		〇〇短期大学		2	2					1	1			
	愛知	名古屋文化短期大学		1	1							1		
		埼玉	武蔵丘短期大学	1		1			1					
	高専	長野工業高等専門学校		1	1							1		
小 計			2	6	8			2		2	1	3		

学校名			職種別	採用数			男 子				女 子			
				男	女	計	事務	営業	技術	技能	事務	営業	技術	技能
大 学	長野	佐久大学		1	1						1			
		信州大学	1		1			1						
		松本大学	2		2			2						
		〇〇大学	1		1			1						
	愛知	愛知学院大学	1		1			1						
		愛知産業大学	1		1			1						
		中部大学	1		1			1						
		豊橋技術科学大学院	1		1			1						
		名城大学	1		1			1						
		〇〇大学	1		1			1						
	石川	金沢工業大学	1		1			1						
	大坂	大阪外国語大学	1		1			1						
		神奈川工科大学	1		1			1						
	神奈川	関東学院大学	1		1			1						
		東海大学	1	1	2			1		1				
		〇〇大学	1		1			1						
	岐阜	中部学院大学	1		1		1							
	埼玉	大東文化大学	1		1			1						
		日本工業大学	1		1			1						
	千葉	ものづくり大学	1		1			1						
		千葉工業大学	1		1			1						
	東京	国士舘大学	1		1			1						
		駒沢女子大学		1	1							1		
		多摩大学	1		1			1						
		多摩美術大学		1	1								1	
東京電機大学大学院			1	1							1			
東洋大学			1	1							1			
〇〇大学		2		2			2							
栃木	関東職業能力開発大学	1		1			1							
富山	高岡法科大学	1		1			1							
新潟	新潟産業大学	1		1			1							
山梨	山梨学院大学		1	1						1				
台湾	義守大学	1		1			1							
	中国医薬大学	1		1			1							
小 計			30	7	37		1	29		2	1	3	1	
合 計			126	30	156	2	4	96	24	9	3	13	5	

問2. 中途採用者数について(令和6年4月～令和7年3月)

(単位:人)

採用あり 175社 採用なし 229社	20歳未満		20歳～30歳未満		30歳～40歳未満		40歳～50歳未満		50歳以上		合 計	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
事 務 職	2	1	29	28	27	23	21	19	12	9	91	80
営 業 職	0	0	9	1	16	10	7	0	6	1	38	12
技 術 職	8	2	42	5	26	3	35	8	43	5	154	23
技 能 職	9	0	38	2	33	2	31	0	57	2	168	6
そ の 他	2	1	6	1	1	0	4	0	7	0	20	2
合 計	21	4	124	37	103	38	98	27	125	17	471	123

問3. 退職者数について(令和6年4月～令和7年3月)

(単位:人)

退職者あり 196社 退職者なし 208社	20歳未満		20歳～30歳未満		30歳～40歳未満		40歳～50歳未満		50歳以上		合 計	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
事 務 職	1	1	16	14	14	13	21	20	31	21	83	69
営 業 職	0	0	14	7	3	0	8	2	19	3	44	12
技 術 職	9	2	53	3	31	2	24	4	120	4	237	15
技 能 職	4	0	15	0	13	2	23	2	83	6	138	10
そ の 他	4	0	4	1	1	0	1	1	18	2	28	4
合 計	18	3	102	25	62	17	77	29	271	36	530	110

問4. 退職理由について(令和6年4月～令和7年3月)

(単位:人)

理由	20歳未満		20歳～30歳未満		30歳～40歳未満		40歳～50歳未満		50歳以上		合 計	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
定年退職	0	0	0	0	0	0	0	0	93	9	93	9
自己都合	19	3	102	24	56	14	76	30	149	14	402	85
そ の 他	1	0	1	0	2	0	3	0	24	5	31	5
合 計	20	3	103	24	58	14	79	30	266	28	526	99

問5. 退職者の在職年数及び最終学歴について(令和6年4月～令和7年3月)

在職年数	最終学歴			合計
	高校卒	大学卒	その他	
50年以上	3	0	1	4
40年以上	12	14	7	33
30年以上	15	7	13	35
20年以上	20	9	8	37
15年以上	17	6	10	33
10年以上	22	11	8	41
5年以上	50	31	20	101
4年以上	14	2	6	22
3年以上	13	9	4	26
2年以上	26	8	4	38
1年以上	31	27	17	75
1年未満	35	8	7	50
合 計	258	132	105	495

(単位:人)

問6. 役員数及び従業員数について(令和6年4月現在)

(単位:人)

	役 員				従 業 員								合 計	
	社 長		取締役等		事務職		営業職		技術職		技能職		合 計	
	うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性			
20歳未満	0	0	1	0	10	9	1	1	82	9	63	1	157	20
20歳～30歳未満	0	0	10	3	143	107	107	43	638	65	296	8	1,194	226
30歳～40歳未満	4	0	55	9	202	155	115	19	506	44	246	6	1,128	233
40歳～50歳未満	49	2	96	5	292	241	133	19	831	54	496	8	1,897	329
50歳～60歳未満	102	5	246	51	357	263	192	30	1,073	29	624	10	2,594	388
60歳以上	203	5	479	86	240	139	135	11	951	14	466	5	2,474	260
合 計	358	12	887	154	1,244	914	683	123	4,081	215	2,191	38	9,444	1,456

問7. 現時点(R7.4月)に対し3年位先を予測した場合の人手の過不足について。(単位:社)

	事務職	営業職	技術職	技能職	その他職
ちょうど良い	215	111	41	46	25
不 足	85	114	319	255	31
過 剰	3	0	0	0	0
予測できない	30	44	19	33	54
合 計	333	269	379	334	110

問8. 令和7～9年度、職種別・学校別の採用希望について

(単位:人)

年度	職種	事 務 職			営 業 職			技 術 職			技 能 職		
		R7	R8	R9	R7	R8	R9	R7	R8	R9	R7	R8	R9
大 学 卒		16	21	23	48	66	52	129	154	35	25	154	38
高 専 卒		6	10	7	8	14	11	63	74	77	33	41	38
高 校 卒		24	17	15	21	23	18	150	166	172	136	192	179
学 歴 不 問		22	23	23	30	31	26	124	154	151	98	126	121
合 計		68	71	68	107	134	107	466	548	435	292	513	376
採用希望なし		85 社											

【参考:技術職・技能職についての採用希望人数について】

(単位:社)

採用希望人数		1人希望	2人希望	3～4人希望	5～10人希望
技 術 職	大 学 卒	84	60	23	2
	高 専 卒	66	35	0	0
	高 校 卒	95	62	5	0
技能職(高校卒)		79	43	10	2

問9. インターンシップ受入れの可否について。

(単位:社)

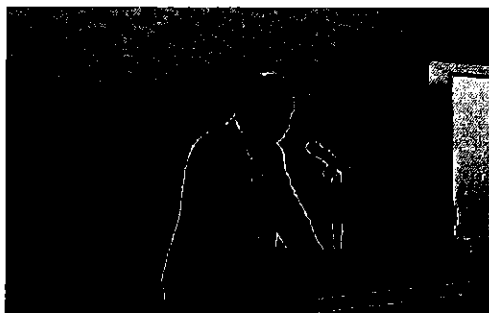
		(単位:社)			
		事務職	営業職	技術職	技能職
受入れ可	大学卒	47	51	174	107
	高専卒	40	47	164	107
	高校卒	45	42	191	150
受入れ不可		164 社			

令和7年度新入社員等研修について

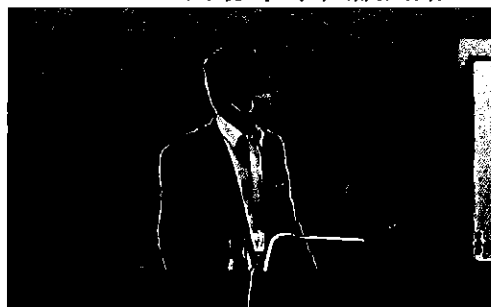
日時: 令和7年6月12～13日

9:00～17:00

会場: 松筑建設会館



深澤副会長あいさつ



富士教育訓練センター講師: 花輪孝樹氏



スピーチ演習「仕事に取り組む決意」

受講者数

南佐久	4
佐久	10
上小	0
諏訪	16
伊那	4
飯田	13
木曽	3
松筑	7
安曇野	0
大北	4
更埴	3
須坂	9
中高	2
長野	12
飯山	0
造園	1
測量	3
空調衛生	14
砂利採石	6
合計	111

男性	94
女性	17

1日目

講義内容

講義①	「建設マンとしての倫理と義務」 ～新時代を切り開く人材～
講義②	「現場のコミュニケーション(Ⅰ)」 ～現場にはいろんな職種の面々が集まる～
講義③	「現場のコミュニケーション(Ⅱ)」 ～全社営業体制の確立に向けて～
講義④	「現場のコミュニケーション(Ⅲ)」 ～現場の指示の出し方、受け方～

2日目

講義⑤	グループ演習「仕事に取り組む決意」 ～プロ建設マンとしての意義の確立～
講義⑥	演習「実践話法実習」 ～現場で伝えるべき自分の考え～
講義⑦	演習「スピーチ演習」 ～実践話法の成果まとめ～
講義⑧	演習「自己改善と自己活性化」 ～建設マンとしてのより良い自分づくり、 一人では何もしない～

入職後フォローアップ研修について（予定）

（一社）長野県建設業協会

- 1 日 時 令和7年10月3日（金）
- 2 会 場 松筑建設会館
- 3 受講対象者 ①令和6年度及び5年度に開催した新入社員等研修を受講した者
②会員企業に勤務する入社2年以内の者
- 4 研修の目的 ①同年代同士の連帯感を養い、離職防止を図る
②建設業に従事する者として抱える問題、解決策等の意見交換
③指導の基本、良い指導者の条件を学ぶ

5 カリキュラム

時 間	項 目	研修内容	
9:30	集 合	受付等	
9:50	ガイダンス	研修の心得説明	
10:00	講義①	人間力向上に向けて 講師：花輪孝樹 氏	・リーダーとしての役割 ・リーダとして求められる能力 ・スピーチの基本 他
12:00	昼 食		
13:00	講義②	コミュニケーション能力 の向上と重要性 講師：花輪孝樹 氏	・職場のコミュニケーション ・他己アドバイス ・グループ交流 他
16:00	研修まとめ	研修レポート作成	
16:30	終 了	解散	

会 員 異 動

令和7年6月

6月26日現在 505社

《退 会》

支 部	会 社 名	代 表 者	所 在 地
伊 那	入戸建設工業 株式会社	入戸 和男	上伊那郡南箕輪村 4206-1

《代表者変更》

支 部	会 社 名	変 更 前	変 更 後
佐 久	谷川建設 株式会社	谷川 光男	竹内 広幸
諏 訪	株式会社 昌 栄	清水 昌敏	大藏 守
松 筑	株式会社 上 村 組	飯濱 修	飯濱 諒
松 筑	青柳重機 有限会社	山岸 智徳	松田 豊
長 野	三共建設 株式会社	山田 卓	山崎 幸一郎

★ 顧問
◎ 会長
○ 副会長
▲ 担当副会長
※ 常任理事

△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監事

6月行事予定表

6月26日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	月		▲● 長野労働局働き方改革協議会 14:00(長野労働局)
17	火		
18	水		
19	木	◎○△◇●■ 入札制度研究会との意見交換会 17:00 (国際21 雷鳥)	全建協連 専務理事・事務局長会議 14:00(鉄鋼会館)
20	金		◎▲●■ 長野県土木施工技士会総会、記念講演 13:30 (シャトレ・ホテル長野)
21	土		
22	日		
23	月	◎▲◇■ 青年部会 近畿地整局長、滋賀県建設業協会との意見交換会 (～25日)	
24	火		
25	水	▲ 第1回建設技術委員会 15:00 (協会)	
26	木	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) ◎○※◇●■ 常任理事会 13:30 (協会)	
27	金		◎● 全建 理事会 12:00 (東京建設会館) ● 建退共運営委員会・評議員会 15:00 (ホテル東京日本橋)
28	土		◎▲◇ 高木正雄前相談役叙勲祝賀会 14:30 (国際21)
29	日		
30	月		

★ 顧問
◎ 会長
○ 副会長
▲ 担当副会長
※ 常任理事
△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監事

7月行事予定表

6月26日現在

日	曜日	協	会	関	連
1	火				
2	水	◎○◇●■	正副会長会議 10:00 (協会)		
3	木			◎ ●	(参院選公示) 藤田氏出陣式 けんざか氏出陣式 11:00(明治記念館)
4	金				
5	土				
6	日				
7	月				
8	火				
9	水	▲ ●■	女性部会10周年小委員会 13:30 (協会) 支部事務局長会議 15:00 (協会,web)		
10	木				
11	金			欠席	全建協連正副会長会議 12:00 (東京建設会館)
12	土			●	信州で暮らす・働くフェア (東京交通会館)
13	日				
14	月				
15	火				

★ 顧問
 ◎ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 担当副会長
 ※ 常任理事
 △ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

7月行事予定表

6月26日現在

日	曜日	協	会	関	連
16	水				
17	木	◎○○◇●■	けんざか氏個人演説会 9:50 (トホ'リタ'長野)		
18	金				
19	土				
20	日				(参院選投票)
21	月		海の日		
22	火				
23	水				
24	木	◎○○◇●■	甲信越三県連絡協議会 (～25日) 山梨県		建設業社会貢献活動推進月間中央行事 14:00 (経団連会館)
25	金				
26	土				
27	日				
28	月			◎	全建 第1回建設生産システム委員会 12:00 (web)
29	火	◎○○◇●■ ◎○※□◇●■	正副会長会議 13:30 (松本市) 常任理事会 15:30 (松本市)		
30	水	◎○※□	常任理事会ゴルフコンペ (豊科CC)		
31	木				

★ 顧問
 ◎ 会長
 ○ 副会長
 ▲ 担当副会長
 ※ 常任理事
 △ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

8月行事予定表

6月26日現在

日	曜日	協	会	関	連
1	金				
2	土				
3	日				
4	月				
5	火				
6	水	◎○○◇●■	地域を支える建設業検討会議 全体会議 13:00 (シャトレセ'ネル)		
		◎○○◇●■	関東地方整備局との意見交換会 16:20 (シャトレセ'ネル)		
7	木	◎○○◇●■ ★◎○○◇●■	正副会長会議 15:00 (協会) 暑気払い17:30 ()		
8	金				
9	土				
10	日				
11	月		山の日		
12	火				
13	水				
14	木				
15	金				

★ 顧問
◎ 会長
○ 副会長
▲ 担当副会長
※ 常任理事

△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監事

8月行事予定表

6月26日現在

日	曜日	協	会	
16	土			
17	日			
18	月			
19	火			
20	水	▲●	第1回次世代人材づくり小委員会 14:00 (協会)	◎(代:永原部長) 全国建産連生産ツタ委員会 ()
21	木	◎○○◇●■	東日本建設業保証との懇親会 18:00 (都内)	
22	金	◎●	関プロ専務会議 11:00 会長会議 12:00 (東京建設会館)	
23	土			
24	日			
25	月			
26	火			
27	水			
28	木			
29	金			● 長野県道路整備期成同盟会 14:30 (犀北館)
30	土			
31	日			

★ 顧問 会長
 ◎ 副会長
 ○ 担当理事
 ▲ 常任理事
 ※ 間長
 △ 担当常任理事
 ◇ 特任理事
 ● 専務理事
 ■ 常務理事
 □ 監事

9月行事予定表

6月26日現在

日	曜日	協	会	関	連
1	月				
2	火	◎○● ◎○◇●■ ◎◇●■ ◎○◇●■	保証事業長野協議会 11:00 (国際21) 正副会長会議 13:00 (協会) 契約審議会事前説明 15:00 (協会) 保証事業長野協議会懇親会 17:30 (国際21)		
3	水	◎○◇●■	正副会長会議 10:00 (協会)		
4	木				
5	金			◎	全建 第2回建設生産システム委員会 12:00 (新東京建設会館)
6	土		上期 建設業経理検定試験準備 (松筑建設会館)		
7	日		上期 建設業経理検定試験 (松筑建設会館)		
8	月				
9	火				
10	水	◎●	令和7年度第2回契約審議会 午後 (未定)		
11	木				
12	金				
13	土				
14	日				
15	月		敬老の日		

★ 顧問 会長
◎ 会副 会長
○ 担当 副会長
▲ 常任 理事
※ 常任 理事
△ 担当 常任理事
◇ 特任 理事
● 専務 理事
■ 常務 理事
□ 監

9月行事予定表

6月26日現在

日	曜	協	会	関	連
16	火			◎▲	労災互助会理事会 11:30 (杉木'ランド'ビル市ヶ谷)
17	水	■ ▲●	経理事務士特別研修 (4級) (松筑建設会館) (~18日) 女性部会現場見学会 (信州おひま) 第1回次世代人材づくり小委員会 14:00 (協会)		
18	木				
19	金				
20	土				
21	日				
22	月				
23	火		秋分の日		
24	水			◎●	全建 理事会 12:00 協議員会 13:30 (東京ブザン)
25	木			◎●	全国建産連会長会議 (富山市)
26	金	◎○◇●■	仮) 入札制度研究会との意見交換会 17:00 (国際21)		
27	土				
28	日				
29	月	◎○◇●■ ◎○※◇●■	正副会長会議 10:00 (協会) 常任理事会 13:30 (協会)		
30	火				

★ 顧問
◎ 会長
○ 副会長
▲ 担当副会長
※ 常任理事
△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監事

10月行事予定表

6月26日現在

日	曜日	協 会	関 連
1	水	▲● 信大水環境・土木工学科との意見交換会 16:20(信大工学部)	
2	木		全国建設業労働災害防止大会 13:15(兵庫県)～
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火	◎○○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会)	
8	水	◎○● 関東甲信越地方地域懇談会 13:30 ブロック会議 15:15 懇親会 17:15 (経団連会館)	
9	木		
10	金		
11	土		
12	日		
13	月	スポーツの日	
14	火		◎ 全建協連正副会長会議 (山口県) (～15日)
15	水		

★ 顧問
◎ 会長
○ 副会長
▲ 担当副会長
※ 常任理事
△ 担当常任理事
◇ 特任理事
● 専務理事
■ 常務理事
□ 監事

10月行事予定表

6月26日現在

日	曜日	協 会	関 連
16	木		
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火	経理事務士特別研修(3級)(松筑建設会館)(~23日)	
22	水		
23	木		北信濃会 17:00 (杉#信濃路)
24	金		長野県板金工業組合60周年式典
25	土		
26	日		
27	月		
28	火	◎○◇●■ 正副会長会議 10:00 (協会) ◎○※□◇●■ 常任理事会 13:30 (協会) ◎□●■ 中間監査 15:00 (協会)	
29	水	▲● 全建北陸地域懇談会 (富山市)	
30	木		
31	金		